

第12章 水産庁

第1節 東日本大震災からの復旧・復興

1 水産業への被害の状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋岸を中心に非常に多くの生命・財産を奪い、水産業においても甚大な被害を与えた。

今回の地震・津波による水産関係施設の被害額は、総額で約1兆2,600億円となっており、このほかに、民間企業が所有する水産加工施設、製氷施設、冷凍冷蔵施設などについても約1,600億円の被害が発生した。

表1 水産関係被害（全国）

主な被害	被害数	被害額
漁船	28,612隻	1,822億円
漁港施設	319漁港	8,230億円
養殖関係 (養殖施設)		1,335億円 (738億円)
(養殖物)		(597億円)
共同利用施設	1,725施設	1,249億円
	被害額合計：	1兆2,637億円

水産関係の施設別被害額では、漁港施設の被害額が最も多く、約8,200億円（被害額全体の65%）となっており、その他、漁船の約1,800億円（同14%）、養殖施設及び養殖物の約1,300億円（同11%）、共同利用施設約1,200億円（同10%）となっている。

都道府県別の水産関係被害額では、宮城県の被害額が最も多く、約6,700億円となっており、以降、岩手県の約4,000億円、福島県の800億円となっており、上位3県で全国の水産関係被害額の9割以上を占めている。

表2 水産関係被害（岩手・宮城・福島）

主な被害	被害数	被害額
漁船	26,173隻	,559億円
漁港施設	260漁港	7,718億円
養殖関係 (養殖施設)		1,090億円 (621億円)
(養殖物)		(469億円)
共同利用施設	1,308施設	1,110億円
	被害額合計：	1兆1,477億円

また、多くの漁船が津波により、陸上へ乗り上げ、沖合への流出、浸水による沈没などの被害を受けた。発災時に操業中であつたため沖合に避難できた漁船についても、陸上施設に保管していた漁具を流出するなどの被害を受けた。

被害を受けた漁船は全国で約2万9,000隻に及び、アワビ・ウニや刺し網等の磯漁が盛んな岩手県や宮城県では小型漁船が多いこともあり、被災漁船数はこれら両県で約2万5,000隻と全国の漁船被害隻数の約9割を占めています。また、福島県の漁船被害も大きく、同県内の漁船保険加入隻数の6割以上に当たる約700隻が被災した。

表3 漁船の被害

	被災漁船数 (隻)	被害報告額 (百万円)
北海道	793	8,723
青森県	620	11,378
岩手県	13,271	33,827
宮城県	12,029	116,048
福島県	873	6,022
茨城県	488	4,363
千葉県	405	851
東京都	3	—
新潟県	5	0.1
富山県	8	839
石川県	1	—
静岡県	4	5
愛知県	8	6
三重県	26	22
和歌山県	6	2
鳥取県	2	10
徳島県	10	5
高知県	25	14
大分県	2	65
宮崎県	20	29
鹿児島県	3	5

※富山県及び石川県の漁船は、被災地で係留・上架中に被災

2 水産業の復旧・復興に向けた取組

水産庁は、平成23年6月28日、復興構想会議の提言を踏まえ、水産の復興について、国や地方が講じる個々の具体的施策の指針となるよう、その全体的な方向性を示した「水産復興マスタープラン」を策定した。

このマスタープランでは、水産復興に当たっての基本理念を示すとともに、漁港、漁場、漁船、養殖、水産加工・流通等、水産を構成する各分野の総合的・一体的な復興を推進するといった復興の基本的な方針を示している。

震災からの復興・復旧に向けて、震災直後から始まった各地の水産関係者の絶え間ない努力と実務の積み重ね、全国各地の様々な方々の多大なる支援によって成し遂げられた各種水産関連施設等の復旧・復興の状況は表のとおりである。

表4 水産の復旧・復興状況

項 目	捗 状 況
岩手・宮城・福島県の主要な魚市場の水揚げ	被災前と比較して、水揚量が81%、水揚金額が88%まで回復（平成26年4月～平成27年3月）
陸揚げ岸壁の機能回復	平成27年3月末現在、被災した319漁港のうち、96%にあたる307漁港において陸揚げが可能（部分的に可能な場合を含む。）
約2万9千隻の漁船が被災	平成27年3月末現在17,947が復旧
養殖ワカメの生産量	被災前と比較して、岩手県で75%、宮城県で85%まで回復
産地市場の業務再開	岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開
漁場のがれき撤去	定置漁場の97%、養殖漁場の98%でがれき撤去完了

水揚げにおいて、岩手県や宮城県では、震災以前の水準にはまだ届かないものの、漁船や定置網などの生産手段の復旧に伴い、一歩ずつ回復を見せている。一方、原発事故の影響により操業自粛が続く福島県の水揚げは、回復が大きく遅れている。

漁港については、ほぼ全ての漁港において、部分的なものも含め、陸揚げ可能になっている。今後は、残された防波堤等の早期復旧に取り組む。

漁船については、小型の漁船を中心に復旧が進んでおり、平成25年度末までに1万2,000隻の復旧という当初の目標を既に前倒しで達成し、今後は福島第1原発の影響により復旧が遅れている福島県について、漁船の復旧を着実に推進していく。

養殖業については、漁家経営の早急な復旧を図るた

め、単年で収入を得ることのできるワカメを中心に復旧が進んだ。現在は出荷まで複数年を必要とするホタテやカキなどの復旧が進められている。

産地市場については、被災した岩手県及び、宮城県の全ての市場が復旧した。また、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における水産加工施設については、被災した水産加工施設の8割以上が業務を再開しており、今後、復興交付金などの各種事業による施設復旧などにより復旧・復興をさらに進めている。

3 原発事故による被害への対応

震災に伴い東京電力福島第一原発で発生した事故で大気中や海水中に拡散した放射性物質により、水産業への深刻な影響が続いている。

水産庁では、食品衛生法で定められた放射性セシウムの基準値である100ベクレル/kgを超える水産物が市場に流通することのないよう、各地の主な港に水揚げされる水産物の放射性セシウム濃度を継続的に測定するモニタリング調査（以下「放射性物質モニタリング調査」という。）を実施しており、調査結果に応じ、漁業者の自主的な判断による出荷・操業の自粛、関係都道府県から漁業者や流通業者に対する出荷・操業の自粛要請、もしくは、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）による出荷制限の指示が行われている。

水産物の放射性物質モニタリング調査では、平成27年3月末までの間に69,758検体の水産物（淡水魚を含む）の調査が行われ、そのうち66,787検体（95.7%）が基準値以下となっている。なお基準値を超える検体の検出率は、事故からの時間の経過に伴い低下している。こうした水産物の放射性物質モニタリング調査の結果は、水産庁のホームページ等において随時公表されている。

国、関係都道府県、関係団体の連携による基準値を超える放射性物質を含む水産物の市場への流通を防止する措置により、消費者の手に届けられる水産物の安全性は確保されているが、我が国で生産された水産物を消費者が一層安心して購入することができるよう、また、無用な風評被害の防止を図るため、水産物の放射性物質モニタリング調査を引き続き実施するとともに、その結果を消費者に向けて分かりやすい形で広報していく。

海外においては一部の国や地域において、日本から輸出される農林水産物・食品に対して規制を強化する動きがみられ、品目や産地によっては特定の国や地域への輸出が停止したものもある。これを受け、国では、各国政府等に対し、放射性物質に係る調査結果や安全

確保のために我が国が採っている措置等を説明し、科学的な根拠に基づく輸入規制の撤廃・緩和について働きかけを行った結果、これまでに輸入規制の撤廃・緩和の動きがみられる。

また福島県漁業協同組合連合会は、福島県水産業の復興と漁業の再開を目指し、漁業関係者、水産加工・流通関係者、金融関係、学識経験者、福島県庁等で構成される「福島県地域漁業復興協議会」を立ち上げ、福島県水産物への信頼確保及び操業の再開に取り組んでいる。福島県の沿岸漁業と底びき網漁業は、震災後、操業を自粛しているが、放射性物質調査において、放射性物質の値の低い海域、種のみを対象として、平成24年6月、相馬双葉地区の底びき網漁船により試験操業・販売が開始され、平成25年10月には、いわき地区においても試験操業・販売が開始された。その後、試験操業・販売は、徐々に漁業種類・対象種・海域が拡大され、平成27年3月末には底びき網、沖合たこかご、船びき網、刺網、流し網、沿岸かご、潜水及び貝桁網の8漁業種、58魚種を対象に行われている。漁獲された水産物は安全性を確認した上で、福島県内のみならず、仙台、東京、名古屋等の中央市場にも出荷された。

第2節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、TAC対象魚種や資源管理指針の対象魚種等、主要な水産資源52魚種84系群について、独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源の水準・動向やTAC設定の基礎となる生物学的許容漁獲量(ABC)等の資源評価結果について公表を行った。

2 我が国周辺水域の水産資源の管理

(1) 資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理体制の推進

我が国周辺水域の水産資源の状況は、近年、全体としておおむね安定的に推移しているものの、低位にとどまっている資源や、悪化している資源もみられる。

このような中、平成23年度から、国及び都道府県ごとに「資源管理指針」を作成し、同指針に沿って漁業者団体が「資源管理計画」を作成・実施する新たな資源管理体制を導入した。

この新たな体制は、公的規制やこれまでの支援事業

の下で策定・実施されてきた各種計画、各地で独自に取り組まれてきた様々な自主的資源管理措置を包括するものであり、沿岸から沖合・遠洋まで、全国の漁業を対象としている。国では、行政、研究機関、漁業者が一体となった資源管理を全国的に推進していくこととしており、平成27年3月末現在、全国で1,793件の資源管理計画が策定され、幅広い漁業種類において、漁業実態に応じた各種の管理措置が実施されている。

また、資源状況に応じた柔軟かつ機動的な資源管理が各地で実施されるよう、関係者が科学的知見に基づいた有効な資源管理措置を検討し、取組内容の見直しを行う仕組みの構築を推進している。

(2) 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度の的確な推進

平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(平成8年法律第77号。以下「法律」という。)を制定し、平成9年から6魚種(さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに)を対象に、法律に基づく漁獲可能量(以下「TAC」という。)管理を開始した。平成10年に、するめいかを追加し、現在7魚種を対象にTAC管理を行っている。

また、平成13年に法律を一部改正し、漁獲努力可能量(以下「TAE」という。)制度を創設し、対象魚種として平成14年にあかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ、やなぎむしがれいの5魚種を指定し、平成15年度にはまがれい、平成16年にはいかなご、やりいか、平成17年にはまこがれいを追加し、現在9魚種を対象にTAE管理を行っている。

TAC及びTAEの管理に当たっては、法律に基づき「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を策定している。この基本計画は、資源の保存及び管理に関する基本方針、資源ごとの動向、TAC、TAEに関する事項を規定しており、資源ごとの動向、漁業の経営その他の事情を勘案して検討を加え、必要に応じた変更を行っている。

なお、平成24年度から5年程度の期間、平成23年度に改正したTAC魚種ごとの中期的管理方針に沿った管理を行っている。

また、設定されたTAC及びTAEについては、ネットワークシステム等による適切な管理を行っている。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、現在では沿岸漁業の重要な位置を占めるようになった。

その一方で、これまでの成長の過程をみると、養殖

業の発展に伴い生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与が各地で見受けられたこともあり、国内の多くの養殖漁場において環境が悪化する傾向にあった。このような養殖漁場環境の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾患の発生及びまん延の原因にもつながり、最終的にはその漁場における養殖自体を不可能にしかねないものであった。

また、生産コスト削減の観点から、養殖用の種苗を海外に依存する傾向があり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾患が侵入する危険性も高まっていた。

このような状況に対処するため、平成11年5月、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延を防止することを定めた「持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成26年1月末現在で27道府県で、336の計画が作成され知事等の認定を受けており、養殖漁場の環境は改善されつつある。なお、全国の養殖生産量のうち、これらの計画を策定した漁場における生産量は91.6%を占めている。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）において、「農林水産大臣は、毎年度、溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月28日閣議決定）において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する。」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

平成26年度は、高品質なさけ・ます資源を効果的に造成するための取組に対する支援を行うとともに、資源の減少が著しい太平洋側でその要因解明と回復を図るための調査を行った。

また、地域の協議会が策定した計画に基づいた地先

資源の増大等の取組と、そのために必要となる施設の整備に対して支援を行った。

さらに、東日本大震災からの復興のために、被災したさけ・ます種苗生産施設の復旧整備や放流事業に対して支援を行った。

表5 26年度センターが実施すべき人工ふ化放流計画（農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画）

魚種	放流数（千尾）
さけ	129,000
からふとます	7,200
さくらます	2,700
べにざけ	150

表6 26年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

魚種	地 域	放流数（千尾）
さけ	北海道	899,300
	本 州	710,707
からふとます	北海道	128,700
さくらます	北海道	4,855
	本 州	4,593

表7 26年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算

	（千円）
さけ・ます資源高品質化推進事業費	171,000
太平洋サケ資源回復調査事業費	80,000
強い水産業づくり交付金	4,500,000の内数
うち、さけ・ます種苗生産施設の整備	
水産業共同利用施設復旧整備事業費	7,843,231の内数
うち、さけ・ます種苗生産施設の整備	
被災海域における種苗放流支援事業費	2,103,985の内数

5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等に寄与しており、近年、国民の自然環境の保全等に対する意識が高まるとともに余暇時間が増大していく中、健全な親水性レクリエーション等を通じたゆとりや潤いのある国民生活と余暇活動の提供などその役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少などによる水生生物の生息環境の悪化に加え、ブラックバス等外来魚の生息域の拡大やカワウの急激な増加による食害問題などの生態系の変化、アユ冷水病やコイヘルペスウィルス病の蔓延などますます厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息

環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、平成26年度に策定した内水面漁業の振興に関する法律に基づく基本方針に従い、各種の対策を講じているところである。

平成26年度においては、広域的に連携して行われるカワウの生息状況調査や追い払い・捕獲、外来魚駆除に対する支援、漁業者が取り組む生育環境改善の活動や内水面生態系の復元・保全に関する幅広い理解と協力を促進するための実践的な取組に対する支援を行った。

さらに、効率的・効果的な外来魚の駆除を推進するための抑制管理手法の開発、河川等におけるウナギの分布等の調査、商業ベースでのウナギ種苗の大量生産の実用化を加速させるシステムの実証試験、遺伝情報を活用したウナギの系群判別技術の開発、内水面魚種が生息するための環境を維持した河川環境造成に係るデータ収集、放流種苗が放流後も再生産に寄与するための放流種苗の育成手法開発等を行った。養鰻業については、我が国と中国、台湾、韓国の生産者間での民間協議や親鰻及び稚魚放流に対する支援を行った。

また、地域の協議会が策定した計画に基づいた地先資源の増大等の取組と、そのために必要となる施設の整備に対して支援を行った。

平成16年に発生した新潟中越地震及び平成19年に発生した新潟中越沖地震で大きな影響を受けているコイ養殖業の振興を図るため、魚病の検査等に対する支援を行った。

表8 26年度内水面関連予算

	(単位：千円)
健全な内水面生態系復元等推進事業費	233,813
鰻供給安定化事業費	145,546
ウナギ種苗の大量生産システムの実証事業	250,000
遺伝情報を活用した鰻資源管理育種等技術開発事業	76,000
強い水産業づくり交付金	6,500,000の内数
うち、	
産地水産業強化支援事業	
内水面資源増殖等基盤施設の整備	
内水面漁業近代化等施設の整備	
錦鯉生産地の震災復旧支援	

6 漁場環境及び生態系の保全

(1) 赤潮及び貧酸素水塊による漁業被害防止のため、広域モニタリング体制の確立、発生メカニズムの解明、予察技術や防御技術の開発、プランクトン同定研修会の開催、赤潮広域分布情報システムの高度化

等を実施するとともに、養殖ノリの色落ち被害軽減のための適切な栄養塩類供給手法の開発に対し助成を行った。

- (2) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため（公財）海と渚環境美化・油濁対策機構が実施する救済事業等（防除清掃事業、審査認定事業、油濁被害防止対策事業）に対し助成した。
- (3) ワシントン条約等の環境関連条約に関する国際議論の動向、国際会議での提案の背景・妥当性等について詳細に調査・分析し、それらが与える漁業活動への影響等を評価したとともに、我が国の国際的な対応体制について検討した。また、既存の国際的措置に対応し、国内の管理体制を検討したとともに普及啓発等を実施した。
- (4) ワシントン条約の附属書Ⅰ掲載種である海亀類について、我が国沿岸の定置網における混獲の実態調査を実施したとともに、混獲死亡の低減を図るため、映像・音響機器により海亀の定置網内における行動を分析した。また、海亀混獲回避装置を試作して水槽実験を行い、海亀の脱出効率や定置網の操業に与える影響に関するデータを収集した。
- (5) 水産資源として利用されている希少海洋生物について、生息環境や生態の調査を実施した。また、水産資源の保存管理手法としての海洋保護区の効果について、国内外の事例を調査し、科学的・経済的・社会的観点から総合的検証を行うとともに、国内漁業者への普及啓発及び日本型海洋保護区の対外的発信を実施した。
- (6) 大型クラゲ、トド等の有害生物による漁業被害防止対策として、大型クラゲ発生源水域での日中韓による国際共同調査、有害生物の生態把握調査、出現状況調査及び情報提供、駆除、陸上処理、トドの効果的な追い払い方法及びトド被害軽減のための強化刺し網の実証試験等を実施した。
- (7) 貧酸素水塊の発生、浮泥の堆積や有害生物の発生等により漁場環境の悪化している有明海において、沿岸各地の様々な特性に対応し、かつ、漁業者等が漁船や漁具等も有効に活用して実施することができる漁場環境の改善・維持のための手法の開発を、漁業者が参加した実証事業をとおして行った。
- (8) 漂流・漂着ゴミ対策のため、漁業系資材のリサイクル技術の普及・コンサルティング等を行うとともに、漁業活動中に回収した漂流物の処理等を行う民間団体に対し助成を行った。
- (9) 多種多様な生物の産卵・生育の場であるとともに、

有機物の分解等の物質循環を担う場である藻場・干潟の漁場環境や生物多様性を維持・向上させるため、現場で活用できる簡易な生物多様性評価手法の開発を行った。

7 資源管理・収入安定対策

漁業生産量の減少や漁業経営の悪化等、我が国水産業をめぐる状況が厳しい中で、国民への水産物の安定供給を確保するためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現していくことが必要となっている。

このため、漁業経営安定対策として位置づけられている本事業において、漁業共済・積立ぶらすを活用し、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象として、漁業者の収入額が減少した場合に減収補填を行う「資源管理・収入安定対策」を実施した。

8 コスト対策

漁業・養殖業は支出に占める燃料費・配合飼料費の割合が高く、燃油や配合飼料価格の変動が経営に大きな影響を与えることから、経営の体質強化を基本としつつも、これと併せて価格の急上昇による経営環境への影響を緩和するセーフティーネットの構築を図ることが、経営の安定と水産物の安定供給を図る上での課題となっている。

このため、漁業経営に大きな影響を与える燃油等の価格高騰に備えた「コスト対策」として、漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料の価格がそれぞれ一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業を実施した。

平成25年7月からは、漁業用燃油緊急特別対策として、原油価格が特別対策発動ラインを超えた場合、上昇分の4分の3を国が負担する特別対策を実施した。

さらに、燃油消費量の削減による経営の改善に意欲的に取り組む漁業者グループ等を対象として、省燃油活動及び省エネルギー性能に優れた漁業用機器の導入に対する支援を実施した。

第3節 増養殖対策

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、昭和38年度、瀬戸内海に国の栽培漁業センターが設置され、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発が実施されてきた。その後、国の技術開発の

成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターが整備された。

平成15年には、社団法人日本栽培漁業協会の廃止により、栽培漁業の技術開発は独立行政法人水産総合研究センターが、推進は社団法人全国豊かな海づくり推進協会が実施することとなった。平成18年度には、三位一体改革の方針に基づく税源移譲により、都道府県が自主的に栽培漁業を推進していくこととなった。

また、平成22年度には、県域を越えて連携する組織として、全国6海域において「海域栽培漁業推進協議会」が設立された。

平成26年度は、複数の都道府県の漁業者が利用する資源で、関係者間の放流経費の負担調整が困難な広域種について、期間を限定した集中的な種苗放流を行うことによって、親魚を獲り残して再生産を確保する「資源造成型」の栽培漁業の実証事業や放流種苗の確保のため、種苗生産施設の間での連携や分業により共同生産体制を構築し、大量放流による効率化や対象種の重点化に向けた取組について支援を行った。

また、東日本大震災からの復興に向けて、被災した種苗生産施設の復旧・整備や被災県の種苗生産体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入等により必要な種苗を確保するための取組について支援を行った。

表9 26年度栽培漁業関連予算

	(千円)
独立行政法人水産総合研究センター	
試験研究・技術開発勘定運営費交付金	12,784,449の内数
施設整備費補助金	171,261の内数
強い水産業づくり交付金	6,137,706の内数
うち、資源回復支援施設の整備	
種苗放流による資源造成支援事業費	86,551
復興対策	
水産業共同利用施設復旧整備事業費	8,165,304の内数
被災海域における種苗放流支援事業費	2,103,985

2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、水産物に対する国民のニーズの高度化・多様化に対応して発展を続け、海面漁業全体の生産額の約3割を占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は供給過剰等により多くの養殖水産物で価格の低迷が見られ、また、世界的な魚粉需要の増加等により餌飼料の価格が高騰する等、海面養殖業は厳しい情勢に直面している。このような情勢を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と漁村地域の

振興に貢献し続けるために、国民の信頼を受けつつ海面養殖業を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、水産行政としては各種の対策を講じているところである。

平成26年度は、安全・安心で良質な養殖水産物を安定的に供給するため、輸入種苗に依存せず国内産人工種苗を用いた生産効率の高い養殖手法への取組みに対し、支援を行った。また、クロマグロ養殖については、完全養殖を実現し、消費者への安定供給を図るため、早期成熟等の優良な形質を有する個体を選別し親魚群を形成するための技術開発を行った。そのほか、陸上養殖のコスト低減を図るための技術開発を行った。

このほか、需給のバランスが崩れやすく、価格の乱高下を招きやすいブリ類、マダイについて、生産数量ガイドラインを制定し、個々の養殖業者が自主的に需要に見合った生産を行うための目安となる生産目標数量を提示した。

第4節 漁業の担い手確保・育成対策

1 漁業労働力の確保等

平成25年現在の我が国の漁業就業者は、18万985人となっており、この10年間で24%減少した。また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の35%、60歳以上にあつては50%と高齢化が進行している。このような現状に対応するため、水産基本計画に基づき、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ将来の漁業生産を担う若い意欲的な人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

(1) 新規漁業就業者総合支援事業

漁業への新規就業・新規参入を促進するため、経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターによる漁業への就業に向け漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の給付や就業情報の提供、就業準備講習会や就業相談会の開催、漁業現場での長期研修（最長3年間）等、漁業就業希望者の各段階に応じたきめ細かな支援を実施。

(2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者老齢福祉共済事業の推進等。

(3) 安全な漁業労働環境確保事業

漁船海難等の未然防止を図るため、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターによる漁業労働環境の向上に関する知識の普及等を図るための取組を支援。

(4) 沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業

沿岸漁業における経営の発展や漁村地域の活性化を効果的に進めていくためには、様々な取組の中心となってグループをまとめ、牽引していく人材を育成・確保していく必要がある。

このため、全国漁業協同組合連合会が行う漁村地域のリーダー育成や漁村女性の資質向上のための研修会開催等を支援するとともに、リーダーを中心とするグループや女性グループが行う新たな漁業手法の実践、共同操業・共同出荷体制の構築、特産品の加工開発等の意欲的な取組を支援した。

2 水産業改良普及事業

沿岸漁業における生産性の向上や漁家経営の改善等の課題解決、資源管理等国の重要施策の現場展開については、地域の特性に応じて実施することが重要である。一方で、水産業改良普及事業は国と道府県による協同事業として実施していることから、組織体制の整備強化や普及指導員の資質向上を図ることにより、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を行うことが緊要である。

このため、道府県に対し水産業改良普及事業の運営に要する基礎的経費を交付金として交付し、普及指導員が沿岸漁業者等と直に接して行う普及活動の推進、先進的な漁業者への相談・支援体制の整備、普及と研究・教育・行政の連携による普及事業の強化等を支援した。

3 独立行政法人水産大学校

独立行政法人水産大学校は、中央省庁等改革により、水産に関する教育・研究を実施する機関として、平成13年4月1日に独立行政法人として設立された。また、第二期中期計画における評価等を踏まえ、第三期中期計画が平成23年4月1日より開始され、設立目的である水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成に努めるとともに、業務実施に要する経費について26年度は運営費交付金17億6,011万4千円を交付した。

第5節 水産制度金融

1 概況

26年度の漁業金融の状況をみると、27年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は10,273億円となり、前年同期に比べ289億円（2.7％）の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが9,944億円、大規模漁業向けが329億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が6,540億円で最も大きく、一般金融機関が2,509億円、政府系金融機関が1,224億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関5.8％の減少、一般金融機関2.2％の増加、政府系金融機関5.1％の増加となった。構成比をみると、系統金融機関63.7％、一般金融機関24.4％、政府系金融機関11.9％となっている。

2 系統金融

(1) 貯金

26年度における漁協貯金は、表10のとおり、27年3月末で8,083億円となり、前年同期に比べ513億円（6.0％）の減少となった。

(2) 貸出金

26年度における漁協貸出金は、表10のとおり、27年3月末で1,623億円となり、前年同期に比べ262億円（13.9％）の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同期と同じく21.9％となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の27年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計6,540億円となり、前年同期に比べ401億円（5.8％）の減少となった。

表10 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

	(単位：億円、％)		
	25/3月末	26/3月末	27/3月末
漁協貯金 (A)	8,850	8,596	8,083
漁協貸出金 (B)	2,015	1,885	1,623
漁協の貯貸率 (B/A)	22.8	21.9	21.9

3 一般金融機関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表11のとおり、27年3月末で2,509億円であり、前年同期に比べ53億円（2.2％）の増加となった。

表11 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

	(単位：億円、％)		
	26/3月末	27/3月末	増加率
国内銀行銀行勘定	1,877	1,944	3.6
信託勘定	0	0	0
信用金庫	579	565	△2.4
計	2,456	509	2.2

4 株式会社日本政策金融公庫資金 (旧：農林漁業金融公庫資金)

株式会社日本政策金融公庫は、平成20年10月1日に、農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行が解体・統合して設立された政策金融機関で、旧農林漁業金融公庫の業務を引き継ぎ、農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っている。

水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金、水産加工資金等9資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

26年度の貸付決定額は表12のとおりで、27年3月末で265億円、前年同期に比べ74億円（38.5％）の増加となった。

表12 日本政策金融公庫資金貸付決定状況

	(単位：百万円、％)		
資 金 名	25年度	26年度	26/25
漁業経営改善支援	8,455	12,252	144.9
中山間地域活性化	192	727	378.6
振興山村・過疎	0	4	-
漁業基盤整備	250	140	56.0
漁 船	1,893	863	45.6
農 林 漁 業 施 設	1,519	1,662	109.4
水 産 加 工	5,133	8,447	164.6
沿岸漁業経営安定	0	0	-
農林漁業セーフティネット	1,712	2,434	142.2
計	19,154	26,529	138.5

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきた。

同資金については、国から農林中央金庫への補給契約分を除き、平成17年度より都道府県へ税源移譲されている。

26年度の融資実績は、平成27年3月末で295億円となっており、前年同期に比べ14億円（4.8%）増加した。用途別にみると、前年度に比べ漁船が3億円減少、養殖用施設が7億円の減少、加工用施設が36億円減少、漁具等施設が1億円の増加、水産動植物の種苗購入・育成が7億円減少、共同利用施設が0.5億円の減少となった。

表13 漁業近代化資金の用途別融資額

	(単位：百万円, %)			
	金 額	構成比	25年度	26年度
都道府県承認分				
漁船(20トン以上)	1,043	1,036	3.7	3.5
漁船(20トン未満)	12,277	12,685	43.7	43.1
養殖用施設	1,034	1,030	3.7	3.5
加工用施設	2,316	2,479	8.2	8.4
漁具等施設	3,424	3,061	12.2	10.4
水産動植物の種苗購入・育成	7,972	9,054	28.4	30.7
共同利用施設	26	107	0.1	0.4
計	28,092	28,092	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合 計	28,092	29,453	100.0	100.0

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

(2) その他の制度資金

その他制度資金融資・貸付状況については表14のとおりとなっており、主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として昭和51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

なお、同資金については平成17年度より、国際規制関連経営安定資金については平成18年度よりそれぞれ都道府県へ税源移譲されている。（ただし、漁業者団体への直接助成は除く。）

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るため平成7年度に創設（平成23年度より、貸付対象者に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画の認定を受けた漁業者を追加したが、平成28年度より対象から除外。）した漁業経営改善促進資金については、平成26年度に24億円の貸付極度額が設定されており、平成27年3月末で前年同期に比べ1.8億円（7.5%）減少した。

表14 その他制度資金融資・貸付状況

資金名	(単位：百万円)	
	25年度	26年度
漁業経営維持安定資金	(374)	(504)
(国の利子補給助成に係る貸付額)	0	0
国際規制関連経営安定資金	-	-
漁業経営再建資金	-	-
漁業経営改善促進資金（極度額）	2,620	2,437
漁業経営高度化促進支援資金	(-)	(-)

注：()は都道府県の利子補給助成に係る貸付額である。

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得や経営の基礎を形成することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する無利子資金の貸付を行う都道府県に対し、国がその資金造成に必要な資金の一部を助成する制度として昭和54年に創設された。

表15 沿岸漁業改善資金貸付状況

	(単位：百万円)		
	24年度	25年度	26年度
経営等改善資金	1,192	1,246	1,007
生活改善資金	5	3	3
青年漁業者等養成	236	270	188
確保資金			
合 計	1,433	1,518	1,198
補助金交付額	-	5	5
対象都道府県	39県	39県	39県

7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

26年度の保証状況をみると、年度中の保証額は827億円で前年比5.7%の減少となり、年度末保証残高は

2,273億円で2.9%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比0.1%増、信漁連は2.1%減、漁協は2.5%減、銀行等は6.2%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比1.1%増、一般資金5.4%の減少となった。

なお、26年度中の代位弁済額は26億円で前年比2億円の増加となり、この結果単年度事故率は2.9%、累計事故率は3.5%となった。

第6節 水産業協同組合

(1) 水産業協同組合の現況

27年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が2,449（沿海地区漁協966、内水面漁協820、業種別漁協102、漁業生産組合458、水産加工協103）、連合会が148（漁連108、信漁連30、水産加工連9、共水連1）、うち全国段階連合会が10となっている。

(2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

このような状況の中で、漁協系統が漁業者の事業や生活を支えるという本来的役割を的確に果たしていくために、更には水産基本法の基本理念である「水産業の健全な発展」の実現に向けて、より積極的な役割を果たしていくために、漁協系統の組織・事業基盤の強化が必要となっている。

しかしながら、漁協系統には多額の繰越欠損金を抱える漁協が多く存在しており、漁協全体で約253億円（平成26年度決算）にまで累積している繰越欠損金の解消が急務である。

このため、平成26年度に欠損金見合いの借換資金（漁協経営改善推進資金）を新設し、当該資金を借り入れる際の利子助成等を実施するとともに、平成25年度から漁協系統役職員の人材育成等への支援を実施し、漁協系統の経営・組織基盤の強化を図っている。

第7節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

26年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は479万3千tで、前年並みであった。

魚種別には、さんま、くろまぐろ、さば類等が増加し、ます類、ほっけ、おきあみ類等が減少した。

26年の産地価格は、前年に比べ、ほっけは122%、あかいか（生鮮）は64%、すけとうだら（冷凍）は54%上昇した。

また、さんまは27%、あかいか（冷凍）は16%、ずわいがには15%下降した。

26年の消費地価格（東京都中央卸売市場における主要魚種（生鮮））は、前年に比べ、はまち（養殖）は46%、もんこういかは41%、ぎんさけは37%上昇した。

また、みなみまぐろは48%、さんまは22%、まだい（養殖）は17%下降した。

2 水産物の流通対策

国産水産物流通促進事業

国産水産物の川上（産地）から川下（消費地）までの流通の目詰まりを解消し、消費者ニーズに対応するため、産地情報等の共有化、流通の各段階への個別指導、加工機器整備等の支援を実施した。

3 水産加工業対策

(1) 概況

水産加工品の生産量（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成26年の水産加工品生産量（生鮮冷凍水産物を除く。）は170万4,833t、生鮮冷凍水産物の生産量は148万5,406tで、前年に比べそれぞれ1%減少し、7%増加した。

ア ねり製品

ねり製品の生産量は53万1,982tで、前年に比べ1%（3,544t）増加した。このうち、かまぼこ類は47万539tで、前年に比べ1%（3,224t）増加し、魚肉ハム・ソーセージ類は6万1,443tで、前年に比べ1%（320t）増加した。

イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は26万3,164tで、前年に比べ2%（6,229t）増加した。このうち、水産物調理食品は13万2,005tで、魚介類（切り身、むきえび等の加工品）は13万1,159t、前年に比べそれぞれ4%（5,115t）増加し、1%（1,114t）増加した。

ウ 乾製品

乾製品の生産量は23万6,728tで、前年に比べ3%（7,768t）減少した。このうち、素干し品は1万4,549t、塩干品は16万2,353tで、前年に比べそれぞれ8%（1,083t）増加し、3%（4,361t）減少したが、煮干し品は5万9,826tで、前年に比べ7%（4,490t）減少した。

エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は19万1,121 tで、前年に比べ3 % (6,724 t) 減少した。このうち、さばは4万3,034 t、さけ・ますは9万2,180 tで、前年に比べそれぞれ1 % (440 t) 減少し、5 % (4,724 t) 減少した。

オ くん製品

くん製品の生産量は7,582 tで、前年に比べ7 % (596 t) 減少した。

カ 節製品

節製品の生産量は8万8,770 tで、前年に比べ2 % (1,853 t) 減少した。このうち、節類は5万6,658 t、けずり節は3万2,112 tで、前年に比べそれぞれ3 % (1,630 t) 減少し、1 % (223 t) 減少した。

キ その他の食用加工品

その他の食用加工品の生産量は38万5,486 tで、前年に比べ1 % (3,923 t) 減少した。このうち、塩辛類は2万1,214 t、調味加工品は24万1,251 tで、前年に比べそれぞれ6 % (1,351 t) 減少し、4 % (1万0,268 t) 減少した。

ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は148万5,406 tで、前年に比べ7 % (10万2,802 t) 増加した。このうち、さば類は35万3,519 t、さんまは12万9,685 t、いわし類は31万8,115 tで、前年に比べそれぞれ38 %、18 %、11 %増加したが、さけ・ます類は10万3,768 t、いか類は7万2,754 tで、前年に比べそれぞれ16 %、11 %減少した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 水産物の輸出に当たっては、輸出先国が求める衛生管理基準等を満たす必要があることから、水産加工業者が行う輸出先国の HACCP 基準を満たす水産加工施設への改修等について平成26年度補正予算により支援を行った。

イ 水産加工業者等を対象に、HACCP 手法導入のための講習会の開催や技術指導等に対する支援を行った。

ウ 平成26年10月より、水産庁でも水産加工施設の対 EU・HACCP 認定業務を開始した。

4 水産物の需給安定対策

(1) 国産水産物需給変動調整事業

漁業者団体が水揚げ集中による価格低落時に漁業者から水産物を買取り、一定期間保管した後、価格上昇時に流通業者へ販売する調整保管を実施する際の買取代金金利、保管料等を助成するために必要な資金を造成した。

(2) 水産物流通情報発信・分析事業

漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、水産物の需給・価格の動向に関する情報を的確に把握し、水産関係者等に広く情報発信するとともに、水産物貿易統計の作成を実施した。

5 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸出

26年の水産物総輸出額は、前年比で5.4 %増加し、2,336億7,218万円であった。

また、輸出額全体に占める割合を輸出先別にみると、香港 (30 %) が最も大きく、次いで米国 (15 %)、中国 (14 %)、ベトナム (8.4 %)、タイ (7.5 %) と続いている。

表16 26年水産物輸出実績（輸出額上位5品目）
単位：数量はトン、[] は食用海藻等の枚数単位の実績があるものについて、千枚単位で記載

金額は百万円、() は千ドル		
品 目	数量	金額
総 計	[25,701]	233,672
	470,635	(2,204,871)
(1) ほたて貝	55,992	44,665
(活生冷凍塩乾)		(423,502)
(2) 真珠	40	25,979
(真珠及び真珠製品)		(244,603)
(3) ほたて貝調整品	2,506	13,073
		(119,362)
(4) さば	105,906	11,513
(生冷凍)		(109,908)
(5) さけ・ます類	37,870	11,445
(生冷凍)		(106,108)

イ 輸入

26年の水産物の総輸入額は、1兆6,568億8,741万円で、前年より4.9 %増加した。

輸入額が増加した主な品目は、かに (23.5 %増加) 等であり、逆に減少した品目は、いか (5.8 %減少) 等である。

表17 26年水産物輸入実績（輸入額上位5品目）

単位：数量はトン

金額は百万円（ ）は千ドル

品 目	数 量	金 額
総 計	2,543,213	1,656,887 (15,620,317)
(1) えび （活・生・冷・凍）	167,065	226,202 (2,120,963)
(2) まぐろ・かじき類 （生・冷・凍）	224,563	193,948 (1,834,902)
(3) さけ・ます類 （生・冷・凍）	219,920	190,098 (1,796,602)
(4) えび調整品	59,550	76,696 (721,954)
(5) かに （活・生・冷・凍）	44,141	61,381 (574,942)

(2) 水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象種等について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないように、また、我が国周辺水域の資源管理措置を補完するため輸入割当制度を実施している。輸入割当品目は次のとおりである。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。

○煮干し。

○冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたらの卵。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか（もんごういかを除く）。

○食用ののり及びこんぶ、並びにそれらの調製食料品。

表18 26年度補助金等

(単位：千円)

水産物流通情報発信・分析事業	72,320
国産水産物需給変動調整事業	200,000
HACCP対応のための施設改修等支援事業	2,000,000
国産水産物流通促進事業	770,803

第8節 漁業保険制度

1 漁船損害等補償制度

(1) 概況

漁船損害等補償制度は、漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生による損害を補填することを目的とした制度であり、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく漁船保険（普通保険及び特殊保険）、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに漁船乗組員給与保険法（昭和27年法律第212号）に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。このうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については、国が再保険を行っており、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険については、漁船保険中央会が再保険を行い、更に、普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険の一部について国が再々保険を行っている。

(2) 漁船保険等事業

ア 漁船保険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を填補するものであり、戦乱等による事故以外の事故（普通保険事故）により生じた損害を填補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害を填補する特殊保険がある。更に、普通保険には、普通保険事故により生じた損害を填補する普通損害保険と、これとともに保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

(ア) 普通保険

a 普通保険の加入状況

26年度において普通保険に加入した漁船は、17万3,255隻、80万1,025 tである。このうち普通損害保険の加入隻数は17万1,904隻で、満期保険の加入は（継続分を含む）1,351隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では2,730隻減となっており、20 t未満階層（無動力船含む。）では2,676隻（1.5%）減少し、20 t以上階層では54隻（4.2%）減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5 t未満が86.2%を占めており以下5～19 t 13.0%、20～49 t 0.1%、50～99 t 0.2%、100～999 t 0.5%となっ

ており、無動力漁船は0.2%である。

次に、26年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、67.8%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5 t 未満は67.1%、5～19 t は90.6%、20～49 t は97.6%、50～99 t は95.7%、100～999 t は86.5%となっており、無動力漁船は3.8%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5 t 未満96.7%、5～19 t 95.7%、20～49 t 98.7%、50～99 t 96.0%、100～999 t 92.1%、動力漁船総数では95.2%、無動力漁船では96.4%を示しており、これらの保険金額は1兆219億円であって、前年度に比べて56億円の増を示している。

b 保険事故

26年度において保険金を支払った普通保険事故は36,682件、支払保険金は133億1,033万円であり、前年比3.9%の減となった。

c 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限り補することとなっている。

26年度において、漁具特約の引受件数は（特殊保険を含む）は453件で、保険金額は59億1,475万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

(イ) 特殊保険

26年度の保険契約件数は254件で、保険金額は513億6,720万円であり、その内訳は北部漁場239件447億3,520万円、西部漁場1件29億5,000万円、南部漁場14件36億8,200万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

イ 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、当該漁船の運航に伴って生じた費用で、自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を填補する基本損害、当該漁船の利用者の死亡等につき、自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害等を填補する乗客損害、並びに当該漁船の乗組員の死亡等につき、労働協約等に基づき一定の金額を支払うことによる損害を填補する人命損害がある。

26年度の保険契約隻数は、基本損害171,481隻、乗客損害15,392隻、人命損害14,160隻で、保険金額はそれぞれ64兆8,611億6,000万円、5兆5,844億8,000万円、445億4,900万円であり、純保険料はそれぞれ24億1,968万円、2億5,751万円、4,910万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害1,285件17億3,776万円、乗客損害53件1億1,911万円、人命損害14件1,466万円であった。

ウ 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、当該漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡等の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

26年度の保険契約隻数は30,178隻で、保険金額は547億3,000万円であり、純保険料は5,208万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、25件3,385万円であった。

エ 漁船積荷保険

この保険は、漁船に積載した漁獲物等に生じた損害（戦乱等によるものを除く）を補するものである。

26年度の保険契約隻数は506隻で、保険金額は536億9,508万円であり、純保険料は1億1,326万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、10件9,972万円であった。

オ 任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を？補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴い当該船舶の所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害を填補するプレジャーボート責任保険の2種類がある。

26年度の保険契約隻数は、転載積荷保険40隻、プレジャーボート責任保険16,915隻で、保険金額はそれぞれ31億9,113万円、4兆3,309億8,300万円であり、純保険料額はそれぞれ535万円、1億3,704万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険199件3,958万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

カ 漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合にお

ける給与を保障するため、保険に加入する事業主が乗組員に支払うべき給与に代えて保険金を支給するものである。

26年度の保険契約件数は170件で、その内訳は北部漁場167件、南部漁場3件であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

(3) 財政措置

普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険については、一定の条件の下に国庫が純保険料の一部を負担することとなっている。26年度においては、国庫負担額は73億1,182万円であった。

また、漁船保険組合に対し、事業実施に必要な経費について4億6,316万円の助成を行った。

2 漁業災害補償制度

(1) 概況

漁業災害補償制度は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補填するために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、26年度の加入状況は、加入件数63,354件、共済金額5,440億9,006万円、純共済掛金212億6,596万円であった。この加入実績は、前年度実績5,035億2,317万円に対し8.0%増（406億円増）となり、過去最高を記録した。この内訳は、漁獲共済が前年度比7.6%増（210億円増）、養殖共済が前年度比12.8%増（170億円増）、特定養殖共済が前年度比2.4%増（19億円増）、漁業施設共済は前年度比4.7%増（7億円増）となっている。

なお、24年度契約分に係る支払状況は、27年3月末現在で支払件数9,218件、支払共済金153億2,303万円であり、また、25年度契約分に係る支払状況は、27年3月末現在で支払件数7,850件、支払共済金100億9,205万円であった。

(2) 漁業共済事業

ア 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

26年度の契約件数は、14,244件と前年度の14,326件に比べ減少し、共済金額では、2,981億8,342万円と前年度2,771億7,127万円に比べ7.6%の増加となった。

なお、24年度契約分に係る支払状況は、27年3月末現在で支払件数5,797件、支払共済金102億8,078万円であり、また、25年度契約分に係る支払状況は、27年3月末現在で支払件数3,541件、支払共済金45億2,390万円であった。

イ 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

26年度の契約件数は、5,383件と前年度の5,287件に比べ増加し、共済金額では、1,498億3,757万円と前年度1,328億8,612万円に比べ12.8%の増加となった。

なお、24年度契約分に係る支払状況は、27年3月末現在で支払件数935件、支払共済金14億533万円であり、また、25年度契約分に係る支払状況は、27年3月末現在で支払件数728件、支払共済金8億3,365万円であった。

ウ 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

26年度の契約件数は、7,178件と前年度の6,496件に比べ増加し、共済金額では、806億6,531万円と前年度787億5,996万円に比べ2.4%の増加となった。

なお、24年度契約分に係る支払状況は、27年3月末現在で支払件数2,034件、支払共済金34億4,256万円であり、また、25年度契約分に係る支払状況は、27年3月末現在で支払件数2,835件、支払共済金44億527万円であった。

エ 漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事

業である。

26年度の加入件数は、36,549件と前年度35,092件に比べ増加し、共済金額では、154億376万円と前年度147億581万円に比べ4.7%の増加となった。

なお、24年度契約分に係る支払状況は、27年3月末現在で支払件数452件、支払共済金1億9,436万円であり、25年度契約分に係る支払状況は、27年3月末現在で支払件数746件、支払共済金3億2,922万円であった。

(3) 財政措置

26年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は83億6,240万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について3億8,698万円の助成を行った。

第9節 漁船漁業

1 底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分（一部128度）以東の太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は40以上に細分化されており、操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限の下に、主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：27年1月1日現在で347隻であった。

船型：4つのトン数階層区分に分かれるが、新トン40t未満階層が131隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、オットートロール及び2そうびきであり、オットートロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：26年は26万6千tで前年に比べ約4万3千t減少した。魚種別にはすけとうだら12万9千t、スルメイカ3万6千t、ほっけ1万6千tとなっている。

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。

また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の27年1月現在の許可総枠隻数は約2万2千隻である。26年の漁獲量は45万6千tで前年並みであった。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち35万8千tは、北海道のはたてがいである。

遠洋底びき網漁業の平成27年1月1日現在の許認可隻数は12隻となっている。各水域における操業の概況は以下のとおりであった。

(1) 北西大西洋水域（NAFO 水域）

カラスガレイ、アカウオ等を対象として1隻が操業していたが、平成21年以降、日本漁船の操業がない状況が続いている。

(2) 天皇海山水域

キンメダイ、クサカリツボダイを対象として6隻が操業。

(3) インド洋

キンメダイを対象として2隻が操業。

2 まき網漁業

総トン数40t（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15t）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の27年1月1日現在の許認可隻数は、132隻であった。

また5t以上40t未満（北部太平洋海域においては15t未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、27年1月1日現在で496隻となっている。26年におけるまき網漁業の漁獲量は約128万t（うち大中型まき網漁業約85万t）で、前年より約7千t増加した。

3 かつお・まぐろ漁業

総トン数10t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業（10t以上120t未満）及び遠洋かつお・まぐろ漁業（120t以上）に分けられる。

これらの許認可船の隻数は、平成27年3月31日現在

総数665隻となっている。

主漁場は、公海及び外国のEEZであるが、資源の悪化による地域漁業管理機関における漁獲枠削減や入漁協定において沿岸国の入漁条件が厳しくなっていることなどにより漁業機会の確保が厳しくなってきている。

表19 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数

(27年3月31日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	314隻
近海かつお・まぐろ漁業	351隻
合 計	665隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(26年、かつこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	138千 t	(141千 t)
かつお一本釣り漁業	89千 t	(106千 t)
合 計	227千 t	(247千 t)

4 さけ・ます漁業

26年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第30回会議及び政府間協議の結果を受け、日本200海里内においては1,950 tの漁獲割当量となり、ロシア200海里内において6,630 tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、平成4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。26年度の漁獲割当量は3,420 tで、18隻が5月26日から7月31日まで操業し、漁獲実績は3,393 tであった。

イ 日本海海域

日本200海里内においては、採算性の面から出漁を見合わせた。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

日本200海里内においては、1,950 tの漁獲割当量となり、43隻が4月15日から7月3日まで操業し、漁獲実績は1,548 tであった。また、ロシア200海里内においては、26年度の漁獲割当量は3,210 tで、20隻が5月28日から7月31日まで操業し、漁獲実績は3,007 tであった。

5 さんま漁業

さんま漁業は大きく分けて、総トン数10 t以上の漁船により棒受網を使用してさんまを獲る指定漁業の北太平洋さんま漁業と10 t未満の漁船により棒受網や刺網を使用する知事許可漁業がある。

このうち北太平洋さんま漁業の操業期間は、索餌のための北上群及び産卵のための南下魚群が形成される8月1日から12月31日までと限定されているため、さけ・ます流し網漁業等との兼業船も多い。また、さんまの漁場は海況の影響などによって年毎に変わるが、大体、漁期初めの8月～9月は歯舞・色丹沖、8月～10月は道東沖、10～11月頃三陸沖に南下、11月～12月頃には房総半島沖まで南下、これに応じて主要水揚げ港も道東～三陸～房総等と推移する。

27年3月末現在の北太平洋さんま漁業の許認可隻数は176隻である。本漁業の26年の漁獲量は227,189 tであった。

6 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがにには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10 t以上船により行われる漁業（小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。）については、特定大臣許可漁業となっており、同漁業による採捕のみならず、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの禁漁期間、体長制限等が省令に規定されている。26年度の許可隻数は、かご漁船15隻であった。26年のずわいがにの全国漁獲量は約4千3百 tで前年に比べ約2百 t増加した。

7 いかつり漁業

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30 t以上の動力漁船によりいか釣り漁業を営むものについては平成14年4月に「中型いかつり漁業」（我が国近海が主漁場）と「大型いかつり漁業」（海外が主漁場）を統合し、「いか釣り漁業」として指定漁業の業種に追加し、平成19年8月の許可等の一斉更新に際し、操業区域・規制ラインの見直し等を行った。

また、30 t未満の漁船については、都道府県知事許可等であるが、するめいかを目的とする5 t以上30 t未満船は、平成10年から農林水産大臣の届出が必要となっている（小型するめいか釣り漁業）。

我が国近海で操業するいか釣り漁業（指定漁業）に

については、船団別に、日本海・太平洋を主漁場として、5月頃から1月頃にかけてスルメイカを漁獲する漁船、6月頃から10月頃に東シナ海でヤリイカを漁獲する漁船、1月頃から3月頃に太平洋側のアカイカを漁獲する漁船、5月頃から7月頃に北太平洋（東経170度以東）のアカイカを漁獲する漁船に大別できる。

27年3月末現在のいか釣り漁業の許認可隻数は108隻（うち旧大型いか釣り漁業が11隻、旧中型いか釣り漁業が97隻）であり、小型するめいか釣り漁業の届出隻数は2,487隻である。26年の近海いか釣り漁業の漁獲量は32,189 t、沿岸いか釣り漁業の漁獲量は69,450 tであった。

8 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業とも呼ばれかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、中型さけ・ます漁業、さんま漁業等との兼業がみられる。この漁業は三陸沖を中心に古くから行われ、国際環境の変化により平成元年8月に届出漁業とした。さらに、公海における操業は、平成4年12月末をもって停止となり、現在では、房総半島沖から北海道道東沖にかけた日本の排他的経済水域を主漁場として継続して操業が行われている。

かじき等流し網漁業は、総トン数10 t以上の漁船で大臣届出制となっているが、一方で各道県毎に知事許可又は海区委員会指示による承認が必要となっている。本漁業の26年の漁獲量は4,057 tであった。

9 捕鯨業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会（IWC）は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）を行うとの条件付きで商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置としてモラトリアムを受け入れ、商業捕鯨は1988年に一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式がIWC科学委員会により1992年に完成され、南極海ミンククジラ資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度（RMS）の完成が商業捕鯨再開（モラトリアムの撤廃）の前提との決議案が採択され、以

降14年間に延べ45回のRMS関連会合が開催されたが、反捕鯨国による遅延策等のためRMSの完成は遅れ、さらに、反捕鯨国は、RMSの完成は商業捕鯨モラトリアムの撤廃を意味しないとの主張を始める等、モラトリアムの見直し先送りの立場を譲らなかった。2006年2月、ケンブリッジ（英国）においてRMS作業部会が開催されたが、上述のような反捕鯨国による理不尽な対応により、RMSの完成が不可能であることが確認され、作業部会での作業は当面延期することが合意され、14年間の議論と交渉の結果、RMSの完成に向けたプロセスは実質上停止することとなった。その後、本件に関する具体的な交渉等は行われていない。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類の資源状況等を科学的に把握するため、南極海及び北西太平洋で鯨類捕獲調査を実施している。

南極海においては、1987年度から2004年度まで18年間、クロミンククジラの生物学的情報の収集を主目的とした南極海鯨類捕獲調査（JARPA）を実施し、さらに、2005年度からは、JARPAの調査結果を踏まえ、科学的知見の更なる充実を図り、より適切なクジラ資源の管理方式の構築を目指すことを主目的とした第2期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）を実施してきた。このような中、2010年に豪州は、JARPA IIが国際捕鯨取締条約（ICRW）に違反しているとして、調査の中止を求めて国際司法裁判所（ICJ）に提訴した。2014年2月にはIWC科学委員会主催で専門家パネルによるJAPRA・JARPA IIの中間レビューが行われ、調査の改善に向けた有意義な科学的助言が得られたとともに、JAPRA・JARPA IIがクロミンククジラの系群構造解明に大きな貢献をしてきたことを認める内容を含む報告書が出された。しかしながら、中間レビューの直後の2014年3月31日に出されたICJ判決は、JARPA IIは概ね科学調査と特徴付けられるが、調査の計画及び実施が調査目的を達成するために合理的なものと立証されておらず、ICRWの規定の範囲には収まらなると判示した。一方で、判決はICRWに基づいて締約国が捕獲調査を実施する権利を否定しておらず、また、条約の目的の一つが鯨類資源の持続可能な利用であることを再確認するとともに、日本が条約の下で許可証の発給を検討する際は、判決に含まれる理由付け及び結論を考慮することが期待される旨言及した。

この判決を受け、我が国は、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集

するための鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すという基本方針を堅持することを表明した（4月18日付農林水産大臣談話）。

また、南極海については、2014年度のJARPA IIを取り止め、目視調査等の非致死的な調査を行う一方、新しい調査計画の策定を進めるとともに、北西太平洋の捕獲調査(JARPN II)については、判決に照らし、調査目的を限定するなどして規模を縮小して実施した。

南極海における新調査計画「新南極海鯨類科学調査計画案(NEWREP-A)」は2014年11月にIWC科学委員会に提出され、IWCの規定に従い、2015年2月にIWC科学委員会主催の専門家パネルによるレビューが行われた。今後は、同パネルの報告書及び2015年5～6月に開催予定のIWC科学委員会における議論を踏まえ、調査計画を最終化する予定である。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンククジラを主対象に操業を行っていた。しかし、1988年に日本でも発効した商業捕鯨モラトリアムは資源状態が良い鯨でも捕獲を一時停止する措置であったため、同年以降は沿岸小型捕鯨においてもミンククジラが捕獲できない状態が続いており、現在、ツチクジラをはじめとするIWC規制対象外の鯨種のみ捕獲している。しかしながら、沿岸小型捕鯨地域においてはミンククジラ捕鯨が地域にとって社会・経済・文化的に重要な意味を持つことから、商業捕鯨の一時停止導入ののち、毎年、我が国は沿岸小型捕鯨への特別捕獲枠の設定を繰り返し提案してきた。しかしながら、IWCでは沿岸小型捕鯨地域における社会・経済・文化的な意味合いを認めつつ、反捕鯨国の反対多数により提案は否決され続けた。2013年の科学委員会では、蓄積された科学的情報に基づき、RMPを用いて、我が国周辺海域のミンククジラの商業的な捕獲枠の試算が完了した。

(5) 鯨類捕獲調査に対する反捕鯨 NGO の妨害活動

南極海鯨類捕獲調査に対しては、調査の開始当初からグリーンピースやシー・シェパード(SS)といった反捕鯨団体が不当かつ危険な妨害活動を繰り返してきている。このため、2013年度の調査においても、関係省庁が連携し、水産庁監視船の派遣、海上保安官の乗船など、安全対策を強化して調査を実施した。SSは、オランダ船籍スティーブ・アーウィン号、ボブ・バーカー号、豪州船籍（2013年当時）サム・サイモン号の計3隻で、給油作業中の調査船への体当たり、スクリューを狙ったロープやワイヤーの海中への投入など、調査船の安全や乗組員の生命を脅かす許しがたい

妨害行為を繰り返し行った。

なお、2014年度の南極海における鯨類調査（捕獲を伴わない）への妨害活動はなかった。

10 遊漁・海面利用

国民の自然志向・健康志向などを背景として海の利用のニーズが多様化する中で、従来からの釣り、潮干狩りといった遊漁活動に加え、ヨット・モーターボート、水上オートバイなどのプレジャーボートやスキューバダイビングなど、多様な海洋性レクリエーションが進展している。

このような状況の中、漁業者、遊漁者、海洋性関係者等からなる海面利用協議会が都道府県に設置され、調和がとれた海面利用を図っている。

遊漁船業については、各都道府県に登録した遊漁船業者数は、平成27年3月31日時点において13,497業者、登録された遊漁船の隻数は、16,199隻であった。

また、遊漁船事故の収集・分析及び遊漁船業者等に対し、安全運航、遊漁船利用者の安全管理のための講習会の開催を行うとともに、漁港等海浜に指導員を派遣し、現場で遊漁の安全指導等を行う遊漁安全確保推進事業を実施した。

第10節 我が国における漁業取締り

(1) 外国漁船の取締り

平成11年1月の新日韓漁業協定、平成12年6月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約1,400隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて我が国で操業を行うこととなった。水産庁ではこれらの外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、密漁設置漁具の押収等の漁業取締りを実施しており、特に外国漁船による違反が頻発している九州・沖縄・山陰周辺等の海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成26年における拿捕件数は14隻（韓国漁船7隻、台湾漁船2隻、中国漁船5隻）であった。

また、平成26年における外国漁船による密漁漁具の押収量は、刺網・延縄が約22km、籠漁具が1,486個に達した。

(2) 沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における我が国の沿岸・沖合等漁業に関する

取締りは、主として指定漁業、特定大臣許可漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分等の行政処分を実施しており、平成26年における検挙件数は10隻（小型機船底びき網漁業6隻、沖合底びき網漁業4隻）であった。

(3) 漁業取締体制の強化

水産庁では、漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船7隻、用船37隻）、漁業取締航空機（チャーター機4機）を配備して取締りを行っている。

外国漁船の違法操業では、無許可操業や操業日誌の虚偽記載が最も多く、さらに密漁漁具の設置等、悪質・巧妙化している。また、東シナ海における虎網漁船等の中国新型まき網漁船の増大や、日台民間漁業取決めに基づく操業ルール等に伴い新たな対処すべき課題が生じている。

さらに、一時、200隻を超える宝石サンゴの密漁を目的とした中国船が、平成26年の秋から初冬にかけて小笠原諸島及び伊豆諸島周辺の我が国領海及び排他的経済水域に侵入し、大きな問題となった。水産庁は海上保安庁と連携し、取締体制を強化するとともに、日中漁業交渉の場や外交ルートを通じて中国政府に対し抗議を行い、また、違法操業に対する罰金の最高額を3,000万円に引き上げるなど罰則の強化を行った。これらの取り組みにより、同海域の中国サンゴ船は平成26年末にはほとんど確認されなくなった。

このように悪質・巧妙化する違反漁船や拡大する取締りの課題に対処するため、漁業取締船の増隻、取締機器の更新等を実施するとともに、海上保安庁との連携を強化し、実効ある取締体制の構築を図ることとしている。

第11節 国際漁業交渉

1 海洋法条約の発効と国際連合における漁業の議論

(1) 海洋法に関する国際連合条約

二百海里漁業専管水域、さらには二百海里経済水域の設定は1970年代末から実質的な適用が各国によって始められていたが、「海洋法に関する国際連合条約」（UNCLOS）が1994年11月16日に批准国数を満たして発効したため、我が国は1996年7月20日に同条約を受諾すると共に、国内法を整備することとなった。

(2) 公海漁業をめぐる動き

実質的な二百海里体制に伴って、1980年代には国連

における漁業の議論は公海を中心とするものに移行した。1980年代末に南太平洋から始まった公海流し網漁業規制の動きはその後加速し、1991年の国連総会では、公海大規模流し網漁業の停止を勧告する国連決議が採択された。また、1992年には国連地球（環境）サミットの結果を受けて設置された持続可能な開発委員会（CSD）においては、公海における海洋保護区の設置や小規模島嶼国の持続可能な開発に関する議論が行われて、以降の公海漁業に関する議論に影響を及ぼすこととなった。

2000年代に入り、国連は、環境保護団体等の強力な圧力を受けて、底びき網漁業等が公海深海底の生態系に影響を与えているとし、2006年の総会において、地域漁業管理機関や関係国が脆弱生態系及び深海漁業資源の適切な保存管理措置を講じることを求める決議を採択した。この決議は既存の地域漁業管理機関に大きな影響を与えたほか、底魚資源に関する地域漁業管理機関が設置されていない南北太平洋、インド洋等において、新たな地域漁業管理機関の設置が急務となった。我が国は、特に北太平洋公海での新たな地域管理機関の設置に中心的な役割を果たし、12年2月に当該海域の管理に関する新たな条約が採択された。

(3) FAO 水産委員会等における議論

漁業資源に関する権利と義務がUNCLOSによって概ね確定したことを受けて、国連食糧農業機関（FAO）は、途上国、沿岸国の漁業管理責任にも着目し、1995年には「責任ある漁業のための行動規範」を採択している。その後、はえ縄漁業による海鳥の混獲管理やサメ類の保存管理等の国際行動計画、IUU 漁業対策に係る国際行動計画等を策定し、行動規範の履行を推進している。これらの行動計画の実施状況等については、定期的にFAO 水産委員会においてレビューされている。

2 二国間交渉

(1) 日ロ漁業委員会第31回会議

2015年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第31回会議が、2014年12月1日から12月9日まで東京において開催された。

（協議の経過）

日ロ漁業委員会第31回会議は、日本側からは長谷水産庁増殖推進部長ほか、ロシア側からはゴルニチヌイフロシア連邦漁業庁漁業組織局長ほかが出席した。

本協議においては、厳しい協議となったが、日本側

漁業者の希望を踏まえ粘り強く交渉した結果、次の内容で妥結した。

(合意の内容)

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

ア 相互性入漁

- a 漁獲割当量は62,395.8 t (前年71,303 t)。
- b 日本側 (民間団体) からロシア側に対し機材の供与を含む協力事業を実施。

イ 有償操業

- a 漁獲割当量は2,026 t (前年4,998 t)。
- b 日本側 (民間団体) はロシア側に8,743.5万円を支払う。

ウ 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて591隻。

イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

ア 漁獲割当量は62,395.8 t (前年71,303 t)。

イ 許可隻数枠は101隻 (前年同)。

(2) 日ロ漁業合同委員会第31回会議

日ロ漁業合同委員会第31回会議が2015年3月16日から3月24日までの間、モスクワにおいて開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類 (さけ・ます) の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業との漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日ロ漁業合同委員会第31回会議は、日本側からは遠藤水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはバンドゥーリンロシア連邦漁業庁科学教育局長ほかが出席した。本協議においては、日本側から燃油高騰及び魚価安により漁業者の経営負担が大きいことや不漁が予測されることから、協力費の引き下げを主張したが、ロシア側から、資源量は高水準にあり、漁獲が十分に見込まれることから協力費の引き上げを主張し、平行線をたどったが、最終的に次の内容で妥結した。

- 2015年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を2,025 t (前年1949.9 t)。
- 日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側 (民間団体) は ロシア側に対して 2 億6,405万円～3 億 6 万円に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。

協力費の額は漁獲実績に応じて決定 (2 億5,222万円～2 億8,540万円。支払い方法前年同。)

このほかの議題として、漁業の分野における両国

の民間ベースでの協力については、今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、2015年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。

- (3) ロシア連邦の200海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの2015年における漁獲に関する日ロ政府間協議

本協議は2015年5月14日から6月11日までモスクワにおいて開催された。

本協議においては、我が国漁船によるロシア連邦の200海里水域におけるロシア系さけ・ますの漁獲の条件が決定された。

(協議の概要)

日本側からは遠藤水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはバンドゥーリンロシア連邦漁業庁科学教育局長ほかが出席した。

本協議では、漁獲割当量及び入漁料に関して、日ロ双方の意見が一致するまでに時間を要したが、日本側漁業者の希望を踏まえ粘り強く交渉した結果、次のとおり内容で妥結した。

(合意の内容)

漁獲割当量1,961.75 t (前年は6,630 t)

操業隻数は19隻 (前年38隻)。

(4) 日韓漁業協定

1998年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけとうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年1月22日、協定は発効したもの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況が続いた。2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。その後、年毎に自国排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われている。

2014年度については、次漁期 (7月1日から1年間) の相互入漁条件を決める政府間交渉を同年4月から開始したが、両国の意見の隔たりが大きく、漁期が始まる7月1日までに合意に至らなかったために、相互入漁は一時的に中断した。その後、累次交渉を行い、

2015年1月9日にソウルにて第16回日韓漁業共同委員会が開催され、妥結した。

主な合意内容として、2015年漁期（2015年1月20日～2016年6月30日）の操業条件については、日韓それぞれ総漁獲割当量68,204 t（前漁期の割当量6万 tをベースに、漁期を17ヶ月強にしたことを踏まえ調整）、総許可隻数860隻（前漁期同）となったほか、韓国はえ縄漁船の許可隻数を今後5年間（2019年末まで）で2割削減（40隻）することや、韓国漁船の違法操業の根絶のための対策強化、日本の改革型まき網漁船（いわゆる199 t型漁船）の入漁を2019年漁期（2020年6月まで）まで全船の操業を確保すること等に合意した。

また、暫定水域の資源管理等については、ズワイガニ資源等を保護するため、日本海の暫定水域における海底清掃事業を維持・拡大するとともに、違法操業を防止するため韓国政府は同水域に漁業指導船を配置すること等について合意した。

（5）日中漁業協定

日中間においては、UNCLOSの趣旨に即した新たな協定を、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、2000年6月1日に発効することで意見の一致を見た。それに伴い、2000年4月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置が決定されている。

2014年漁期の相手国入漁のための操業条件については、2014年12月15日に共同委員会において、漁獲割当量等の削減を行うこととし、日中両国とも総漁獲割当量及び総許可隻数をそれぞれ9,441 t 及び303隻とすること等を内容とする2014年漁期の操業条件の他、中国サンゴ船の不法採捕を根絶するため、両国が、継続して断固とした取締りを行い、違反者への厳しい処罰など、あらゆる措置を強化することとし、中国国内において、密漁者や密漁に関与している者の調査・処分の強化などの措置を総合的に講じることや、両国関係部局間の連絡体制（ホットライン）の構築、密漁サンゴの流通ルートの解明など、両国で連携・協力して取り組むことを日中両国政府に勧告することが決定された。

（6）日台民間漁業取決め

日台間においては、2013年4月に、我が国の公益財

団法人交流協会と台湾の亜東関係協会との間でいわゆる日台民間漁業取決めが締結された。

この取決めは、日台双方が友好と互惠協力の精神で協議を積み重ねた結果、東シナ海における平和及び安定の維持、友好及び互惠協力の推進、海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を目的として、日台双方の民間窓口機関の間での署名に至ったものである。

この取決めが適用される水域は、東シナ海の北緯27度以南の一定の排他的経済水域であり、クロマグロ等の好漁場となっている。この水域で操業方法が異なる日台の漁船間でトラブルなく操業するためには一定の操業ルールが必要であることから、本取決めに基づき設置された日台漁業委員会において議論され、2014年1月23日及び24日の第3回会合において日台双方の漁船が遵守すべき操業ルールが決定された。さらに、2015年3月4日から7日の第4回会合において本操業ルールが見直され、いわゆる八重山北方三角水域において日台双方の漁船が昼夜で交代して操業する水域を大幅に拡大することや、特別協力水域のうち北緯26度以南において台湾はえ縄漁船が可能な限り投縄しない水域を設けること、取決め適用水域全域において8月から翌年3月までの間、はえ縄漁船は適切な船間距離を確保することなどで合意した。

（7）日・パプアニューギニア漁業交渉

1978年に締結された日・パプアニューギニア漁業協定により、我が国まぐろはえ縄・かつお一本釣り・まき網漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定は87年3月をもって失効した。2006年4月に本格的な入漁交渉を再開し、同年5月1日から、まき網漁船の入漁が認められ、また、2015年1月からは、はえ縄漁船の入漁も開始され、現在に至るまで安定的な入漁関係が維持されている。

（8）日・キリバス漁業交渉

1978年6月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、まぐろはえ縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年7月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり4度にわたる決裂中断があった（81年7月-10月、82年11月-83年8月、93年8月-9月、97年6月-9月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。また、まき網漁船を対象とする入漁協定が1993年9月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

（9）日・ソロモン漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業

協定に基づき、まぐろはえ縄・かつお一本釣漁船を対象とする入漁協定が78年10月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり2度にわたる決裂中断があった（82年10月-83年1月、99年1月-00年9月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。また、まき網漁船については、入漁協定が2000年10月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(10) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年4月にまぐろはえ縄・かつお一本釣・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効した。入漁協定は操業条件をめぐり2度にわたる決裂中断があった（82年1月-4月、83年8月-84年2月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。

(11) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろはえ縄・かつお一本釣り漁船を対象とする入漁協定が発効し、その後、先方政府からの希望により、日・マーシャル政府間漁業協定が81年4月に発効した。入漁協定はこれまでに中断したことはなく、安定的な入漁関係が維持されている。

(12) 日・パラオ漁業交渉

1979年1月にまぐろはえ縄・かつお一本釣・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効した。入漁協定は操業条件をめぐり3度にわたる決裂中断があった（82年10月-83年12月、86年7月、91年8月-92年1月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。

(13) 日・ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル政府間漁業協定に基づき、まぐろはえ縄・かつお一本釣漁船を対象とする入漁協定が86年6月に発効した。入漁協定は操業条件をめぐり2度にわたる決裂中断があった（88年6月-90年5月、91年6月-94年2月）。その後は安定的な入漁関係が維持されている。また、まき網漁船を対象とした入漁協定が98年3月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(14) 日・ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろはえ縄・かつお一本釣・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(15) 日・フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろはえ縄・かつお一本釣・まき網漁船を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。

(16) 日・モロッコ漁業交渉

1985年に署名された日・モロッコ漁業協定に基づき、毎年、モロッコ水域におけるまぐろはえ縄漁船の操業条件等について協議を行っている。同協定が署名され

て以降、現在に至るまで安定した入漁関係が維持されている。

(17) 日・ペルー非公式漁業協議

2011年10月に交付された大統領令「アメリカオオアカイカ漁業管理法施行規則」において、外国漁船の入漁については「価格競争公開入札」によるとされたが、入札制度が整備されず、2012年1月1日以降、ペルー水域内での操業は停止した。2012年10月10日に非公式協議を開催し、入札制度に関する意見交換及び入札の早期実施を要請したが、制度未整備の状態が続いている。

3 多国間交渉

(1) 国際捕鯨委員会（IWC）

第65回国際捕鯨委員会（IWC）本委員会が、2014年9月14日から18日までポルトロージュ（スロベニア）において開催された。加盟国88ヶ国中64ヶ国が出席。

主要論点についての概要は以下のとおり。

ア 議長・副議長の選出

今次会合は、コンプトン IWC セントルシア政府代表が議長を務めた。会合最終日に、マイニーニ IWC スイス連邦政府代表が次期議長に、森下 IWC 日本政府代表が次期副議長に選出された。

イ ニュージーランド（NZ）決議（鯨類捕獲調査）

NZ が提案した IWC 本委員会（隔年開催のため、今回は 2016 年開催）が検討するまで捕獲調査の許可を発給しないよう勧告する決議案が投票に付され、採択された。（賛成35、反対20、棄権5）

この結果を受け、我が国は、決議が締約国政府の特別許可の発給の権利を制限しようとしていると指摘するとともに、国際司法裁判所の判決を踏まえた新たな南極海鯨類捕獲調査を2015年度から実施すべく、そのための取組みを着実に進めていくこと、我が国の取組みは、国際捕鯨取締条約の規定に完全に合致した国際法及び科学的根拠に基づくものであることを説明した。

ウ サンクチュアリ

ブラジル、アルゼンチン等が共同提案した南大西洋サンクチュアリ設置提案（南大西洋を鯨類の保護区域とし、一切の商業捕鯨を禁止するもの）が投票に付され、否決された。（賛成40、反対18、棄権2）

エ 先住民生存捕鯨

デンマークが提案したグリーンランド先住民生存捕鯨の2015年から2018年までの年間の捕獲枠（ミンク鯨176頭、ナガス鯨19頭、ホッキョク鯨2頭、ザトウ鯨10頭）が投票に付され、採択された。（賛成

46、反対11、棄権3)

オ 社会経済的影響と小型捕鯨

我が国より、2013年のIWC科学委員会の試算結果を踏まえ、科学的根拠に基づくミンク鯨の捕獲枠(17頭)を設定する提案を行い、投票にかけたが、否決された。(賛成19、反対39、棄権2)

これを受け、我が国より、反対票を投じた国は科学的根拠に基づく捕獲枠を受け入れず、鯨類資源の持続可能な利用を否定したとの理解であり、次回の本委員会までに、専門家会合を含め、様々なレベルで当該国と持続可能な利用のあり方等について議論を行いたい旨を表明した。

カ 海上の安全

我が国から、シー・シェパード(SS)による我が国の鯨類捕獲調査に対する妨害行為について、映像を用いたプレゼンテーションを行い、関係国に関し、実効的な措置を講じるよう、強く要請した。また、太地町より、イルカ追い込み漁に関するSSの妨害行為につき説明し、妨害があろうとも、この漁を止めることは無い旨表明した。

キ 次回会合

回りのIWC本委員会は、2年後(平成28年)に開催することとされた(場所はスロベニアを予定)。

(2) 北太平洋潮河性魚類委員会(NPAFC)

北太平洋におけるさけ・ます資源の保存を目的とした同公海海域におけるさけ・ます漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年(平成5年)2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋潮河性魚類委員会(NPAFC)」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、さけ・ます資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2014年については、第22回年次会議がポートランド(米国)で5月12日から5月16日まで開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国(2003年加盟)の5か国の他、オブザーバーとして北西大西洋漁業機関(NAFO)、近く設立予定の北太平洋漁業委員会(NPFC)、北太平洋海洋科学寄港(PICES)が出席した。

主な討議内容として、取締活動については、各国から2013年のNPAFC条約水域(北緯33°以北の北太平洋公海)における、さけ・ます違法操業の取締りについての報告が行われ、引き続き加盟国間で連携を図り、条約水域における違法操業の防止に取り組むことで一致した。

また、さけ・ます資源に関する科学調査については、

太平洋におけるさけ・ますの資源量が引き続き高い水準にあることが報告されたほか、今後の調査の方向性について議論が行われた。回りの第23回年次会議は、神戸で5月中旬に開催されることが決定された。

(3) 北西大西洋漁業機関(NAFO)

2014年9月にビーゴ(スペイン)において、第36回年次会合が開催された。

ア カラスガレイの漁獲可能漁(TAC)及び漁獲枠
科学理事会の勧告に従い、2015年のTACは15,578t(昨年15,441t)と微増となった。我が国の漁獲枠は従来と同じ比率で1,183t(昨年1,173t)に増加された。

イ アカウオ(3M区)の漁獲枠従来どおりの漁獲枠(400t)が確保された。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)

2014年7月に、リマ(ペルー)にて第87回会合(年次会合)が開催され、東部太平洋のまぐろ資源の保存管理につき議論が行われた。

ア 太平洋クロマグロ

我が方より、2014年2月の北太平洋まぐろ類国際科学小委員会(ISC)の資源評価結果を踏まえ、

- (ア) 小型魚(30キログラム未満)の漁獲の2002-2004年平均実績からの半減(3,770トン→1,885トン)及び、
- (イ) 大型魚の漁獲の現状維持(1,549トン)を提案したが、メキシコの反対により合意には達せず、引き続き、日本・米国・メキシコで協議をし、2014年10月頃を目途に結論を出すこととなった。

我が方からは、日本は、ISCの資源管理勧告に基づいた措置が中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)で採択されるように努めるとともに、この勧告に基づかず漁獲された太平洋クロマグロにどのような対応が可能か、国内で検討を始めた旨発言した。

イ メバチ・キハダ

2014年について、下記ア及びイの内容の現行措置を継続することが合意された。

ア まき網漁業

- i) 62日間の全面禁漁。
- ii) 沖合特定区での1ヶ月間の禁漁。

イ はえ縄漁業

国別メバチ漁獲枠の設定(我が国漁獲枠は32,372トン)

続けて、2014年10月に、ラホヤ(米国)にて、第87回会合(再開会合)が開催され、以下を内容とする太平洋クロマグロの保存管理措置が合意された。

- (ア) 商業漁業については、2015年及び2016年の年間

漁獲上限3,300トンを原則とし、2年間の合計が6,600トンを超えないように管理する。

- (イ) 30キロ未満の漁獲の比率を50パーセントまで削減するよう努力し、2016年の年次会合において2015年の操業結果のレビューを行う。
- (ウ) 遊漁については、2015年に商業漁業と同等の削減措置を取り、委員会に報告する。
- (エ) 委員会は漁獲証明制度（CDS*）の設立にむけ協力する。

*CDS: Catch Documentation Scheme

- (オ) 2017年以降の措置については2016年の年次会合において検討する。

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）

2014年11月にジェノバ（イタリア）において、大西洋まぐろ類保存国際委員会第24回通常会合（年次会合）が開催された。

ア 大西洋クロマグロの保存管理措置

東資源について、科学委員会において、漁獲可能量（TAC）を約23,000トンまで増やしても資源の回復に悪影響を与えないという勧告が出された。この勧告を受け、2015から2017年まで年の保存管理措置が合意され、2015年のTACは16,142 t（2014年は年13,400 t）に設定された。このうち、我が国の割当量は、1,345.44（昨年1,139.55）に設定された。

西資源について、科学委員会ではTACを2,250トンまで増やしても資源は減少しないとされたことを受け、2015年の保存管理措置として、TACは2,000 t（昨年1,750 t）に設定された。

我が国への割当量は、345.74 t（2014年は301.64 t）に設定された。

イ 熱帯まぐろの保存管理措置

カツオについては、資源状態は悪くないが、データの不足に起因する資源評価の不確実性が科学委員会から指摘されたことを踏まえ、既存の熱帯マグロの勧告にカツオを追加し、カツオを漁獲する船についても漁船登録等を求めることとなった。

また、資源評価に用いる情報を収集するため、今後タグを用いた生物学的情報の収集を行うこととなった。

ウ クロマグロ漁獲証明制度の電子化

現在、紙で行われている大西洋クロマグロの漁獲証明制度を電子化するシステムについては、10月に関係国間での国際的なテストを行った結果、いくつかの技術的問題が残っており2015年3月に予定されている完全実施は困難とされたことから、完全実施は延期となった。

(6) 南極海洋生物資源保存委員会（CCAMLR）

2014年10月にホバート（豪州）において、第33回年次会合が開催され、メロ及びオキアミの保存管理措置等について議論が行われた。

メロについては、海区毎のTACが決定され、我が国漁船が操業を予定している海区のTACは、合計で4,373 tとなった。また、現在操業が禁止されている海区における、我が国による資源状態の調査計画が引き続き認められた。

(7) みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）

2014年10月にオークランド（NZ）で開催された第21回年次会合では、科学委員会による勧告を踏まえ、ミナミマグロの2015年～2017年のTACについては、2013年の決定に基づき、各年14,647 tとすることが確認された。その内、我が国の割当量は各年4,737 t。

(8) 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）

2014年12月に、アピア（サモア独立国）において第11回年次会合が開催され、中西部太平洋のかつお・まぐろ資源の保存管理について議論が行われた。

ア 熱帯マグロ（メバチ・キハダ・カツオ）

現行の保存管理措置（*）の見直しが議論されたものの、合意に至らず、継続審議となった。その結果、熱帯水域のまき網については、2014年の措置（集魚装置（FAD）を用いた操業の4か月禁止又はそれに相当するFAD操業数削減）が2015年も継続されることとなった。

（*）現行の熱帯マグロ保存管理措置（2014～2017年）の主要措置は以下のとおり。

（ア）まき網漁業

2014年：集魚装置（FAD）操業禁止4か月又はそれに相当するFAD操業数削減

2015・2016年：FAD操業禁止5か月又はそれに相当するFAD操業数削減

2017年：FAD操業禁止5か月又はそれに相当するFAD操業数削減に加え、公海周年FAD操業禁止

ただし、2015年以降のFAD操業禁止1か月又はそれに相当するFAD操業数削減の追加は、2014年に不均衡な負担が島嶼国に転嫁されないことが確保された場合に効力を生ずる。

（イ）はえ縄漁業

メバチの漁獲量を2001-2004年の平均値から40%削減（2014年から段階的に実施）

イ 太平洋クロマグロの保存管理措置

2014年9月に開催された北小委員会（*）で合意された以下を内容とする保存管理措置提案が採択された。

- (ア) 親魚資源量（約2.6万トン）を2015年からの10年間で歴史的中間値（約4.3万トン）まで回復させることを当面の目標とする。
- (イ) 2015年より、30キログラム未満の小型魚の漁獲量を2002～2004年平均水準から半減させる。
- (ウ) 2015年より、30キログラム以上の大型魚の漁獲量を2002～2004年平均水準から増加させないためのあらゆる可能な措置を実施する。
- (エ) 2016年の資源評価結果を踏まえ、本件措置のレビューを行う。
- (*) 北小委員会は、主に北緯20度以北の水域に分布する資源（太平洋クロマグロ、北太平洋ピンナガ、北太平洋メカジキ）の資源管理措置について北小委員会に助言を行う WCPFC の下部組織。

(9) インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

2014年6月にコロombo（スリランカ）にて IOTC 第18回年次会合が開催された。

- ア 科学的根拠に基づく保存管理措置の議論を促進する観点から、科学委員会等が員会に科学情報を報告する際の企画が定められた。
- イ アと同様の観点から、漁業管理者と科学者、関係業界の意思疎通を強化するためのワークショップの開催が決定された。
- ウ 公海上で操業する漁船に対する乗船検査の枠組みについて、作業部会を立ち上げ議論を行っていくことが決定された。

(10) 南東大西洋漁業機関 (SEAFO)

2014年12月にウィントフック（ナミビア）で第11回年次会合が開催された。

- ア ミナミツボダイの保存管理措置について、2015年～2016年の TAC は各年143トン（前年まで TAC 設定無し）に設定された。
- イ キンメダイの保存管理措置について、2015年～2016年の TAC は各年200トン（対前年比同）に設定された。
- ウ オレンジラフィ어의保存管理措置について、2015年～2016年の TAC は各年50トン（対前年比同）に設定された。

(11) 南インド洋漁業協定 (SIOFA)

2014年3月にフリック・アン・フラック（モーリシャス）で第2回締約国会議が開催された。我が国は、2014年6月に本協定に加盟している。

- ア 次回締約国会議までの暫定的措置として、各締約国に対し、底刺し網漁業の自粛を求める勧告が合意された。
- イ 手続き規則や財政規則等、委員会運営に必要な事

項の検討が行われたが、さらなる検討が必要とされ、引き続き検討していくこととなった。

- ウ 事務局をレユニオン（仏）に設置することが合意された。

(12) 第16回ワシントン条約締約国会議

2013年3月にバンコク（タイ）にて第16回ワシントン条約締約国会議（CITE-COP16）が開催された。

本会議において、ブラジル等がサメ類（ヨゴレ、シュモクザメ類、ニシネズミ）及びオニイトマキエイ類の附属書Ⅱ掲載提案を行った。我が国は、漁業対象資源は、科学的根拠に基づき、地域漁業管理機関等により適切に管理していくべきとの立場から、これらの提案には反対の立場をとり、加盟国に対し我が国の考え方への理解を求めたが、投票により、これら附属書Ⅱ掲載提案は可決される結果となった。

(13) その他

ア 北太平洋漁業委員会 (NPFC)

2006年の国連決議を受け、北太平洋公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用のために、我が国のほか、米国、韓国、ロシア、カナダ、中国、台湾が新たな条約作成交渉に参加し、2012年2月に「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」が採択された。本条約は4カ国目の批准、受諾、承認若しくは加入から180日後に発効する。

2013年9月に高尾（台湾）にて第5回準備会合が、2014年3月に東京にて第6回準備会合が開催され、両会合では委員会運営に必要な規則等について議論が行われたほか、第5回準備会合では委員会の事務局を東京に設置することが決定した。

イ ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約（ベーリング公海漁業条約）」に基づく第19回年次会議及び科学技術委員会については2014年10月16日から10月30日までの間、ロシアがホスト国となり、電子メールを活用したバーチャル形式で開催された。年次会議には加盟6か国のうち5か国（日本、韓国、ポーランド（EU）、ロシア及び米国）が出席した（中国は欠席）。

（協議の概要）

今回の年次会議においても、ベーリング公海におけるスケトウダラ資源の回復を示す情報は得られず、1993年からのモラトリアム（操業の一時停止）は2015年も継続されることとなった。

また、我が国はこれまでの年次会議で主張してきたのと同様に、今会議においても漁獲可能水準（AHL：

条約水域におけるスケトウダラの漁獲可能量。年次会議の科学技術委員会によるスケトウダラの資源評価に基づき、原則として条約加盟国の意見の一致をもって設定される。)を設定し、漁業再開に向けた作業を進めるべきと主張したが、米国及びロシアからの支持を得られず、AHLは設定されなかった。

次回年次会議については、米国がホストとなり、引き続きバーチャル形式での会合を開催することとなった。

ウ ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議
ニホンウナギの稚魚（シラス）は、マリアナ海溝周辺海域で生まれた後、我が国を含む東アジア沿岸域に回遊し、養殖用種苗として利用されており、ニホンウナギ資源の持続的な利用のためには関係国・地域の協力が必要である。近年のシラスの不漁を受け、2012年9月から、我が国の呼びかけにより、主要なウナギ養殖施設・地域である日本、中国、台湾の三者にて国際的な資源管理措置を議論するための非公式協議を開催した。

4 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国の国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存続を確保することが必ずしも可能な状況にはなく、漁業種類によっては縮減せざるを得ない場合がある。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい国際漁業の再編整備をできる限り混乱なく進めることである。

このため、平成元年12月22日の閣議了解により、国際漁業の再編整備について、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることとした。

本事業は、この一環として、将来の国際漁業に関する確な見通しの下に国際漁業の再編整備を計画的に行うため、交付金の交付等の措置を実施するものである。

(2) 事業の概要

ア 減船漁業者救済対策事業

実施計画に従って減船を行った者に対し、減船漁業者救済費交付金の交付を行う。

イ 不要漁船処理対策事業

実施計画に従った減船に伴って発生する不要漁船

をスクラップ処分等にした場合に、不要漁船処理費交付金の交付を行う。

ウ 国際漁業再編対策推進事業

国際漁業再編対策を円滑に推進するため、国際漁業の情勢の把握や交付金の交付等のための推進体制の整備を行う。

(3) 事業の実績

これまで元年度に北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2～4年度に北洋さけ・ます漁業、3～5年度に北方底びき網漁業、4～6年度に公海流し網漁業、10年度に遠洋まぐろはえなわ漁業、13年度にたら等はえ縄漁業、18年度に日本海べにずわいがに漁業、20年度に遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業について実施した。

第12節 漁船対策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計したもので、平成25年12月31日現在については、表20のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条第1項の規定に基づく平成26年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表21のとおりである。

表20 平成25年漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船質	総計		動力漁船		無動力漁船	
			隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
			NO.	G. T.	NO.	G. T.	NO.	G. T.
総 計	S		3,491	357,824.88	3,491	357,824.88	-	-
	W		7,182	7,983.48	4,716	6,816.41	2,466	1,167.07
	F		252,069	646,114.22	246,518	639,905.38	5,551	6,208.84
	T		262,742	1,011,922.58	254,725	1,004,546.67	8,017	7,375.91
淡水漁業	S		27	48.98	27	48.98	-	-
	W		2,726	875.45	1,022	379.42	1,704	496.03
	F		6,972	5,560.70	5,160	4,987.85	1,812	572.85
	T		9,725	6,485.13	6,209	5,416.25	3,516	1,068.88
合計（海水漁業）	S		3,464	357,775.90	3,464	357,775.90	-	-
	W		4,456	7,108.03	3,694	6,436.99	762	671.04
	F		245,097	640,553.52	241,358	634,917.53	3,739	5,635.99
	T		253,017	1,005,437.45	248,516	999,130.42	4,501	6,307.03
内 水 面	S		12	26.20	12	26.20	-	-
	W		88	23.27	24	16.57	64	6.70
	F		759	873.26	663	853.66	96	19.60
	T		859	922.73	699	896.43	160	26.30
採 介 藻	S		207	2,367.40	207	2,367.40	-	-
	W		1,472	897.11	982	747.02	490	150.09
	F		69,585	101,093.32	66,879	99,185.74	2,706	1,907.58
	T		71,264	104,357.83	68,068	102,300.16	3,196	2,057.67
定 置	S		471	5,273.16	471	5,273.16	-	-
	W		140	355.11	77	161.22	63	193.89
	F		8,685	38,682.05	8,260	36,019.80	425	2,662.25
	T		9,296	44,310.32	8,808	41,454.18	488	2,856.14
一 本 っ り	S		247	19,990.58	247	19,990.58	-	-
	W		1,284	1,729.21	1,278	1,717.98	6	11.23
	F		81,551	186,419.00	81,461	186,222.03	90	196.97
	T		83,082	208,138.79	82,986	207,930.59	96	208.20
は え な わ	S		104	4,837.38	104	4,837.38	-	-
	W		104	372.28	99	370.28	5	2.00
	F		6,193	24,008.88	6,191	24,006.94	2	1.94
	T		6,401	29,218.54	6,394	29,214.60	7	3.94
刺 網	S		379	10,234.95	379	10,234.95	-	-
	W		387	466.79	374	437.90	13	28.89
	F		37,613	81,351.20	37,555	81,271.36	58	79.84
	T		38,379	92,052.94	38,308	91,944.21	71	108.73
まき網（網船）	S		111	22,521.89	111	22,521.89	-	-
	W		27	99.56	10	46.98	17	52.58
	F		866	8,489.62	857	8,436.25	9	53.37
	T		1,004	31,111.07	978	31,005.12	26	105.95
まき網附属船	S		420	37,691.99	420	37,691.99	-	-
	W		8	193.90	8	193.90	-	-
	F		1,399	16,162.72	1,393	15,802.12	6	360.60
	T		1,827	54,048.61	1,821	53,688.01	6	360.60
敷 網	S		59	4,404.66	59	4,404.66	-	-
	W		17	45.12	15	40.84	2	4.28
	F		1,238	8,169.06	1,207	8,167.86	31	1.20
	T		1,314	12,618.84	1,281	12,613.36	33	5.48
底 び き 網	S		395	22,057.92	395	22,057.92	-	-
	W		385	1,773.08	385	1,773.08	-	-
	F		10,692	56,247.72	10,692	56,247.72	-	-
	T		11,472	80,078.72	11,472	80,078.72	-	-
以西底びき網	S		18	2,170.22	18	2,170.22	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		3	50.00	3	50.00	-	-
	T		21	2,220.22	21	2,220.22	-	-
遠洋底びき網	S		6	2,463.00	6	2,463.00	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		-	-	-	-	-	-
	T		6	2,463.00	6	2,463.00	-	-
ひ き 網	S		274	2,449.63	274	2,449.63	-	-
	W		191	492.38	140	380.44	51	111.94
	F		5,603	32,696.41	5,551	32,636.86	52	59.55
	T		6,068	35,638.42	5,965	35,466.93	103	171.49
かつお・まぐろ	S		319	121,898.01	319	121,898.01	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		591	15,665.08	591	15,665.08	-	-
	T		910	137,563.09	910	137,563.09	-	-
捕 鯨	S		7	202.06	7	202.06	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		9	31.24	9	31.24	-	-
	T		16	233.30	16	233.30	-	-
官 公 庁 船	S		270	82,437.98	270	82,437.98	-	-
	W		8	21.18	8	21.18	-	-
	F		936	3,754.77	936	3,754.77	-	-
	T		1,214	86,213.93	1,214	86,213.93	-	-
運 搬 船	S		109	8,727.14	109	8,727.14	-	-
	W		11	151.39	9	138.20	2	13.19
	F		1,545	12,544.53	1,536	12,512.18	9	32.35
	T		1,665	21,423.06	1,654	21,377.52	11	45.54
冷凍運搬及び母船	S		-	-	-	-	-	-
	W		-	-	-	-	-	-
	F		-	-	-	-	-	-
	T		-	-	-	-	-	-
雑 漁 業	S		56	8,021.73	56	8,021.73	-	-
	W		334	487.65	285	391.40	49	96.25
	F		17,829	54,314.66	17,574	54,053.92	255	260.74
	T		18,219	62,824.04	17,915	62,467.05	304	356.99

表21 平成26年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1. 鋼・軽合金船

区分 漁業種類	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	2	1,078									1	479	1	599		
底 び き 網	2	144	1	19			1	125								
ま き 網	6	1,856					4	796			1	300	1	760		
まき網（附属船）	14	945	10	144	1	99	1	155	1	234	1	313				
敷 網	2	398					2	398								
官 公 庁 船	9	2,218			3	180	2	369			4	1,669				
計	35	6,639	11	163	4	279	10	1,843	1	234	7	2,761	2	1,359	0	0

2. FRP船

区分 漁業種類	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	6	145	5	94	1	51										
底 び き 網	3	54	3	54												
まき網（附属船）	2	38	2	38												
計	11	237	10	186	1	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。
注2：木船の建造は無し。

2 漁船の輸出

漁船の外国への輸出（譲渡又は貸渡し）については、輸出貿易管理令に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととされている。水産庁においては、国際漁業協定等に基づく漁業秩序の維持、漁業資源の保護等を総合的に勘案の上、事前承認を行っている。平成26年度における譲渡事前承認件数は11カ国53隻、貸渡事前承認件数は3カ国18隻であった。

第13節 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

1 漁港の指定

漁港の指定については、昭和26年以来漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により行われている。その内容は表22のとおりである。

表22 指定漁港数

漁港種類	25年度 末	26年度 指定	26年度 取消し	26年度 末現在
第1種漁港	2,179	—	30	2,149
第2種漁港	517	—	—	517
第3種漁港	114	—	—	114
第4種漁港	99	—	—	99
計	2,909	—	30	2,879

（注）第3種漁港には特定第3種漁港（八戸ほか12港）が含まれている。

2 漁港の管理

26年度において、漁港漁場整備法第25条第2項の規定による漁港管理者の選定の届出はなく、26年度末の漁港管理者別漁港数は表23のとおりである。

表23 漁港管理者別漁港数

漁港種類	25年 度末	26年度末		
		総 数	都道府 県管理	市町村 管 理
第1種漁港	2,179	2,149	297	1,852
第2種漁港	517	517	325	192
第3種漁港	114	114	108	6
第4種漁港	99	99	99	—
計	2,909	2,879	829	2,050

3 漁港・漁場・漁村の整備

(1) 漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法第6条の3の規定に基づき、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため策定されており、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る事業の実施の目標及び事業量を定めている。平成24年3月23日に第3次の長期計画が策定され、平成24年度から平成28年度の5年間に取り組むべき課題を以下の3つに絞り込み、それらに対する事業を総合的かつ効率的に実施することにより、概ね5年後を目途に、成果を発現させる。

ア 災害に強く安全な漁業地域づくり

ア 目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港のうち、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港の割合を20%（平成21年度）からおおむね65%に向上させる。

地震防災対策強化地域等に立地する漁村における漁港漁場整備事業の推進により地震や津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率を、44%（平成21年度）からおおむね80%に向上させる。

イ 事業量

災害発生時の水産業の継続や早期再開のための漁港・漁村の防災機能の強化を図るため、次の事業を実施する。

a 水産物の流通拠点となる漁港において、漁港施設の耐震化を図る漁港として、おおむね40漁港を整備する。

b 漁港漁場整備を推進することにより漁村の防災機能の強化を図る地区として、おおむね400地区を整備する。

イ 水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

ア 目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、漁港漁場整備事業を通じた高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を、29%（平成21年度）からおおむね70%に向上させる。

漁業活動に必要な漁港施設の機能を適切に保つことができるよう、漁港施設の老朽化対策を計画的に実施することが可能な漁港の割合を11%（平成21年度）からおおむね100%に向上させる。

漁港・漁場の水域環境の改善を図る中で、漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の人口比率を、49%（17万人）（平成21年度）からおおむね65%（おおむね24万人）に向上させる。

イ 事業量

水産物流通の構造改革を推進しつつ、水産物の安定供給体制を構築していくことを目的として、次の事業を実施する。

- a 水産物の流通拠点となる漁港にあっては、おおむね100漁港で陸揚げ・荷さばき時の漁獲物の衛生的な取扱いに対応した岸壁・荷さばき所等を整備するとともに、水産物の流通拠点と一体となって中核的に生産活動が行われる地区については、おおむね240地区で、作業の安全・効率性の向上や水産物の保管機能の向上のための整備を実施する。
- b おおむね600漁港で漁港施設の機能保全計画を策定する。
- c おおむね200地区で漁業集落排水処理施設を整備する。

ウ 豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

ア 目指す主な成果

水産物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための漁場再生及び新規漁場整備により、おおむね11万tの水産物を新たに提供する。

イ 事業量

我が国周辺水域において、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、次の事業を実施する。

- a 水産生物にとって良好な生息環境空間を創出するための計画に基づく整備をおおむね20海域で推移する。
- b おおむね6万haの魚礁や増養殖場を整備する。
- c おおむね23万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進するとともに、おおむね5,500haの藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生育環境を新たに保全・創造する。

(2) 直轄特定漁港漁場整備事業

漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）並びに漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所に限る）の整備及び排他的経済水域における漁場整備を行う事業であって、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。26年度においては、201億2,600万円を

もって32地区について事業が実施された。

(3) 水産流通基盤整備事業

安全・安心な水産物の品質確保や流通機能の強化を図るため、第3種漁港、第4種漁港等において高度衛生管理型荷さばき所や岸壁等を整備する事業であって、計画事業費が一事業につき5億円を超える等一定の要件を満たすものである。26年度においては事業費189億9,600万円（国費109億4,600万円）をもって89地区について事業が実施された。

(4) 水産生産基盤整備事業

浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円（漁港施設の整備が含まれる場合は5億円）を超えるもの等一定の要件を満たすものである。26年度においては事業費161億7,512万円（国費116億512万円）をもって116地区について事業が実施された。

(5) 水産物供給基盤機能保全事業

漁港施設、漁場施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るため、機能診断や保全計画の策定、保全工事を漁港管理者である地方公共団体に助成されて実施されているものであり、平成26年度においては、事業費194億1,600万円（国費113億9,600万円）をもって、36都道府県について実施された。

(6) 漁港施設機能強化事業

高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して漁港施設の安全が十分に確保されているか検証を行うとともに、安全が確保されていない漁港施設について、必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業であって、計画事業費が一地区あたり5千万円以上20億円未満のもの等一定要件を満たすものである。なお、漁港施設機能診断調査に係る要件は計画事業費が一地区あたり2千万円以上のものである。26年度においては、事業費107億5,500万円（国費64億9,200万円）をもって、31都道府県について実施された。

(7) 水産環境整備事業

水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間の創出及び水域の環境保全対策として行う事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。26年度においては、事業費231億5,000万円（国費116億3,900万円）をもって、98地区について実施された。

(8) 作業船整備

北海道の直轄工事ににおいて使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。26年度の経費は

1,800万円であった。

(9) 水産基盤整備調査事業

この事業は、水産業をめぐる環境の変化に伴い、漁港、漁村及び漁場の整備に求められる要望等に適切に対応していくため、水産基盤整備の今後の展開方向を検討するとともに、その具現化のために必要な計画技術及び設計技術・施工技術等の改善や手法の確立を図るほか、漁港の機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的、効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

12調査 事業費 4億2,288万円（定額）

水産基盤整備調査費補助

10カ所 事業費 1億8,400万円（国費9,200万円）

(10) 後進地域開発特例法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体（県）が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業（事業費5,000万円以上のものに限る。）、漁港関連道整備事業に係る補助金について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）により、26年度において当該適用団体に補助率差額30億6,904万円を交付した。

（内訳）

水産基盤分 2,750,858千円

（うち有明分 66,348千円）

水産基盤分（特別会計）318,177千円

(11) 産地における水産業の強化【強い水産業づくり 交付金のうち産地水産業強化支援事業】

漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化等に資する取組やその計画実現のために必要な施設整備に対して支援することにより、産地における水産業を強化するための事業であり、平成26年度においては、160計画に対して支援を実施した。

(12) 漁港の高度利用のための整備【強い水産業づくり 交付金のうち漁港機能高度化目標】

漁港の機能の向上及び利用の円滑化を目指し、高度衛生管理、就労環境の改善等の水産業に係る要請の多様化、都市との交流による漁港利用の増大等の情勢変化に対応するため、漁業活動の軽労化に資する施設、快適な漁港環境形成に資する施設等の整備を行う事業であり、26年度は、10都道府県において事業が実施された。

(13) 漁港の防災対策の整備【強い水産業づくり交付

金のうち漁港防災対策支援事業】

漁港や漁村において、地震や津波において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、災害時の応急対策を図る際に必要となる施設等の整備を行う事業であり、26年度は、8道県において事業が実施された。

(14) 海岸事業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良等を実施した。平成26年度に補助事業として実施したのは、国土保全上特に重要な特例補助率海岸であり、事業費9億7,600万円（国費7億400万円）をもって4地区において事業が実施された。その他の漁港海岸関係事業については、農山漁村地域整備交付金等を活用して事業実施した。

4 漁村の活性化・多面的機能発揮対策

(1) 「浜の活力再生プラン」策定推進事業

この事業は、市町村、水産業協同組合、漁協等が構成員とする地域の現状と課題を分析し、漁業収入の向上と漁業コストの削減を図るための具体的な取組及び5年後の漁業所得目標を定めた「浜の活力再生プラン」の策定経費を支援するものである。26年度においては、246地区に対し補助を行った。（平成26年度予算額50,000千円）

(2) 水産多面的機能発揮対策

この事業は、水産業の再生・漁村の再生化を図るため、漁業者が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動に対し、一定の費用を支援するものである。25年度においては、56地域協議会（44道府県）810活動組織が交付金支援により、海難救助などの「国民の生命・財産の保全」、藻場・干潟等の保全など「地球環境保全」及び教育と啓発の場の提供など「漁村文化の継承」の活動を実施した。

また、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動を全国的に推進するため、技術的事項について、講習会や技術サポートなどを行う民間団体に対し助成を行った。（平成25年度予算額 3,500,000千円）

(3) 離島漁業再生支援交付金

生産資材の獲得や販売など、主として輸送の面において不利な条件にあり、漁業就業者の減少や高齢化が進展する離島において、地域の漁業を再生するための漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取組に対し、交付金による支援を行った。

制度の対象となる離島を有する都道府県は26都道府県あり、26年度においてはそのうち16都道府県78市町村218集落協定743漁業集落において交付金支援による漁業再生活動が実施された。（平成26年度予算額1,235,000千円）

第14節 水産関係試験研究

1 水産業新技術開発事業

(1) 新たなノリ色落ち対策技術開発事業

ノリ養殖業における色落ち問題は深刻な状況にあり、我が国における主要なノリ生産地で頻繁に発生し、漁業経営に深刻な打撃を与えている。

このため、ノリ色落ちの原因となる植物プランクトンの発生を抑制しつつ、ノリ養殖漁場に十分な栄養塩を供給することが可能な水質レベルを維持・管理する技術開発を実施した。

(2) 水産業の省エネ・省コスト新技術実証事業

近年、国際情勢等から原油価格が非常に不安定となっているが、水産業は経費に占める燃油コスト割合が高いことから、その経営は更に不安定で厳しい状況となっている。そのため、漁業経営の安定化を促進するために、漁船漁業等の省エネルギー・省コスト化に資する革新的な技術について、漁業者等が行う実証試験に対する支援を実施した。

(3) 地球温暖化対策推進費

地球温暖化の進行防止のための新たな吸収源対策として可能性を有する藻場・干潟等の炭素吸収機能の調査・検討等を行うとともに、高水温耐性等を有する養殖品種の評価・選抜等を行った。

2 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類のかつお・まぐろ類や溯河性魚類のさけ・ます類、外洋のいか類、底魚類等の国際漁業資源について、地域漁業管理機関等による科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な資源調査、及び二国間協定等の枠組みにおける科学者交流を実施した。

3 漁海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁況海況

予報を作成し公表した。

4 独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人水産総合研究センターは、中央省庁等改革により、平成13年4月1日に、これまでの水産庁研究所を統合して新たな組織として設立された。

さらに、その後の法人等改革の流れを受けて、平成15年10月1日に、認可法人海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会、平成18年4月1日に、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの事業をそれぞれ引き継ぐため組織の改編を行った。

また、第二期中期計画における評価等を踏まえ、第三期中期計画が平成23年4月1日より開始され、

ア わが国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発

イ 沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用及び漁場環境の保全技術の開発

ウ 持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発

エ 水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発

オ 基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発

を行うとともに、研究開発成果の情報提供、普及等努めた。これらの業務実施に要する経費について26年度は運営費交付金148億6,648万7千円を交付した。